

平成20年第1回大仙市議会定例会会議録第1号

平成20年2月29日（金曜日）

議事日程第1号

平成20年2月29日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定（20日間）

第3 議長報告

- ・専決処分報告 1件（法第180条第1項関係）
- ・平成19年度定期監査報告
- ・例月現金出納検査結果

第4 施政方針演説

第5 議案第8号 大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・討論・表決)

第6 報告第1号 専決処分報告について（平成19年度大仙市一般会計補正予算
(第10号)） (説明)

第7 報告第2号 専決処分報告について（平成19年度大仙市公共下水道事業特
別会計への繰入額の変更） (説明)

第8 報告第3号 専決処分報告について（平成19年度大仙市一般会計補正予算
(第11号)） (説明)

第9 報告第4号 専決処分報告について（平成19年度大仙市公共下水道事業特
別会計補正予算（第4号）） (説明)

第10 議案第9号 大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
(説明)

第11 議案第10号 大仙市死亡獣畜取扱場設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (説明)

第12 議案第11号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (説明)

第 1 3	議案第 1 2 号	大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 1 4	議案第 1 3 号	大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 1 5	議案第 1 4 号	大仙市花の里づくり基金条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 1 6	議案第 1 5 号	大仙市人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 1 7	議案第 1 6 号	大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 1 8	議案第 1 7 号	大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 1 9	議案第 1 8 号	大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 0	議案第 1 9 号	大仙市中沢工場団地条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 1	議案第 2 0 号	大仙市荒川鉾山跡地観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 2	議案第 2 1 号	大仙市老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 3	議案第 2 2 号	大仙市長寿祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 4	議案第 2 3 号	大仙市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 5	議案第 2 4 号	大仙市仙北高齢者センター条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 6	議案第 2 5 号	大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 7	議案第 2 6 号	大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)

第 2 8	議案第 2 7 号	大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 3 9	議案第 2 8 号	大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 3 0	議案第 2 9 号	大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 3 1	議案第 3 0 号	大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 3 2	議案第 3 1 号	大仙市試験研究圃場設置条例を廃止する条例の制定について	(説 明)
第 3 3	議案第 3 2 号	大仙市西仙北曲屋民家設置条例を廃止する条例の制定について	(説 明)
第 3 4	議案第 3 3 号	大仙市西仙北雄物川河川敷運動広場条例を廃止する条例の制定について	(説 明)
第 3 5	議案第 3 4 号	大仙市神岡幼児プール設置条例を廃止する条例の制定について	(説 明)
第 3 6	議案第 3 5 号	大仙市仙北児童遊泳プール設置条例を廃止する条例の制定について	(説 明)
第 3 7	議案第 3 6 号	大沢郷財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	(説 明)
第 3 8	議案第 3 7 号	大仙市土地開発基金条例の一部を改正する等の条例の制定について	(説 明)
第 3 9	議案第 3 8 号	大仙市神岡農山村多面的機能活用施設及び交流促進センター施設条例等の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 4 0	議案第 3 9 号	大仙市農業・ものづくり担い手奨学基金条例の制定について	(説 明)
第 4 1	議案第 4 0 号	大仙市後期高齢者医療に関する条例の制定について	(説 明)
第 4 2	議案第 4 1 号	大仙市地域ふれあいセンター条例の制定について	(説 明)

第 4 3	議案第 4 2 号	太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について	(説 明)
第 4 4	議案第 4 3 号	大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について	(説 明)
第 4 5	議案第 4 4 号	大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について	(説 明)
第 4 6	議案第 4 5 号	仙北市と大仙市の一般廃棄物の処理に係る事務の委託の廃止について	(説 明)
第 4 7	議案第 4 6 号	大仙市営土地改良事業の計画の概要について	(説 明)
第 4 8	議案第 4 7 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について	(説 明)
第 4 9	議案第 4 8 号	工事委託に関する変更協定の締結について	(説 明)
第 5 0	議案第 4 9 号	平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について	(説 明)
第 5 1	議案第 5 0 号	平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について	(説 明)
第 5 2	議案第 5 1 号	平成 1 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について	(説 明)
第 5 3	議案第 5 2 号	平成 1 9 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入額の変更について	(説 明)
第 5 4	議案第 5 3 号	平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について	(説 明)
第 5 5	議案第 5 4 号	平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について	(説 明)
第 5 6	議案第 5 5 号	平成 2 0 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入れについて	(説 明)
第 5 7	議案第 5 6 号	平成 2 0 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて	(説 明)
第 5 8	議案第 5 7 号	平成 2 0 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて	(説 明)
第 5 9	議案第 5 8 号	平成 2 0 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて	(説 明)

第 6 0	議案第 5 9 号	平成 2 0 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて (説 明)
第 6 1	議案第 6 0 号	平成 2 0 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて (説 明)
第 6 2	議案第 6 1 号	平成 2 0 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて (説 明)
第 6 3	議案第 6 2 号	平成 2 0 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて (説 明)
第 6 4	議案第 6 3 号	平成 2 0 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて (説 明)
第 6 5	議案第 6 4 号	平成 2 0 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (説 明)
第 6 6	議案第 6 5 号	平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 2 号) (説 明)
第 6 7	議案第 6 6 号	平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (説 明)
第 6 8	議案第 6 7 号	平成 1 9 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) (説 明)
第 6 9	議案第 6 8 号	平成 1 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) (説 明)
第 7 0	議案第 6 9 号	平成 1 9 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 3 号) (説 明)
第 7 1	議案第 7 0 号	平成 1 9 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) (説 明)
第 7 2	議案第 7 1 号	平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号) (説 明)
第 7 3	議案第 7 2 号	平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 7 号) (説 明)
第 7 4	議案第 7 3 号	平成 1 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) (説 明)

第 7 5	議案第 7 4 号	平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正 予算（第 4 号）	（説 明）
第 7 6	議案第 7 5 号	平成 1 9 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予 算（第 2 号）	（説 明）
第 7 7	議案第 7 6 号	平成 1 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）	（説 明）
第 7 8	議案第 7 7 号	平成 1 9 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会 計補正予算（第 2 号）	（説 明）
第 7 9	議案第 7 8 号	平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算 （第 3 号）	（説 明）
第 8 0	議案第 7 9 号	平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）	（説 明）
第 8 1	議案第 8 0 号	平成 1 9 年度大仙市大沢郷財産区特別会計補正予算（第 1 号）	（説 明）
第 8 2	議案第 8 1 号	平成 1 9 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 4 号）	（説 明）
第 8 3	議案第 8 2 号	平成 2 0 年度大仙市一般会計予算	（説 明）
第 8 4	議案第 8 3 号	平成 2 0 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算	（説 明）
第 8 5	議案第 8 4 号	平成 2 0 年度大仙市老人保健特別会計予算	（説 明）
第 8 6	議案第 8 5 号	平成 2 0 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算	（説 明）
第 8 7	議案第 8 6 号	平成 2 0 年度大仙市土地取得特別会計予算	（説 明）
第 8 8	議案第 8 7 号	平成 2 0 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算	（説 明）
第 8 9	議案第 8 8 号	平成 2 0 年度大仙市学校給食事業特別会計予算	（説 明）
第 9 0	議案第 8 9 号	平成 2 0 年度大仙市奨学資金特別会計予算	（説 明）
第 9 1	議案第 9 0 号	平成 2 0 年度大仙市宅地造成事業特別会計予算	（説 明）
第 9 2	議案第 9 1 号	平成 2 0 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算	（説 明）
第 9 3	議案第 9 2 号	平成 2 0 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算	（説 明）

第 9 4	議案第 9 3 号	平成 2 0 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計 予算	(説 明)
第 9 5	議案第 9 4 号	平成 2 0 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予 算	(説 明)
第 9 6	議案第 9 5 号	平成 2 0 年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算	(説 明)
第 9 7	議案第 9 6 号	平成 2 0 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特 別会計予算	(説 明)
第 9 8	議案第 9 7 号	平成 2 0 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特 別会計予算	(説 明)
第 9 9	議案第 9 8 号	平成 2 0 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算	(説 明)
第 1 0 0	議案第 9 9 号	平成 2 0 年度大仙市スキー場事業特別会計予算	(説 明)
第 1 0 1	議案第 1 0 0 号	平成 2 0 年度大仙市内小友財産区特別会計予算	(説 明)
第 1 0 2	議案第 1 0 1 号	平成 2 0 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算	(説 明)
第 1 0 3	議案第 1 0 2 号	平成 2 0 年度大仙市荒川財産区特別会計予算	(説 明)
第 1 0 4	議案第 1 0 3 号	平成 2 0 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算	(説 明)
第 1 0 5	議案第 1 0 4 号	平成 2 0 年度大仙市船岡財産区特別会計予算	(説 明)
第 1 0 6	議案第 1 0 5 号	平成 2 0 年度大仙市淀川財産区特別会計予算	(説 明)
第 1 0 7	議案第 1 0 6 号	平成 2 0 年度市立大曲病院事業会計予算	(説 明)
第 1 0 8	議案第 1 0 7 号	平成 2 0 年度大仙市上水道事業会計予算	(説 明)

追 加 日 程

第 1	意見書案第 4 7 号	道路特定財源制度の堅持を求める意見書の提出について (説明・質疑・討論・表決)
-----	-------------	--

出席議員（２９人）

１番	大坂義徳	２番	佐藤文子	３番	小山誠治
４番	佐藤隆盛	５番	藤井春雄	６番	杉沢千恵子
７番	佐々木昌志	８番	高橋敏英	９番	
１０番	千葉健	１１番	渡邊秀俊	１２番	金谷道男
１３番	斉藤博幸	１４番	佐々木洋一	１５番	大野忠夫
１６番	武田隆	１７番	菊地幸悦	１８番	佐藤芳雄
１９番	橋本五郎	２０番	大山利吉	２１番	門脇一男
２２番	本間輝男	２３番	藤田君雄	２４番	高橋幸晴
２５番	橋村誠	２６番	佐藤孝次	２７番	鎌田正
２８番	北村稔	２９番	竹原弘治	３０番	児玉裕一

欠席議員（０人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
教育長	三浦憲一	代表監査委員	田牧貞夫
総務部長	老松博行	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	元吉峯夫	健康福祉部長	深谷久和
農林商工部長	藤原薫	建設部長	柴田勝三
病院事務長	富岡曉雄	水道局長	田口良邦
教育次長	相馬義雄	教育次長	今井聰
総務課長	進藤雅彦		

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	参事	高橋薫
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主任	菅原直久		

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（大坂義徳君） おはようございます。

これより平成 20 年第 1 回大仙市議会定例会を開会いたします。

市長から招集のあいさつがあります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

本日、平成 20 年第 1 回大仙市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして厚く御礼申し上げます。

今次定例会におきましては、平成 20 年度の市政運営に関する基本方針を述べ、議員各位のご意見を頂戴したいと存じます。

ご審議をいただきます案件は、平成 19 年度大仙市一般会計補正予算などにかかわる専決処分報告 4 件、大仙市個人情報保護条例の一部改正など条例案 33 件、太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定など単行案 23 件、平成 19 年度補正予算案 17 件、平成 20 年度当初予算案 26 件の合計 103 件であります。

なお、会期中に準備が整い次第、議会議員の報酬並びに常勤特別職及び一般職の職員の給与に関する条例案並びに太田国民休養地奥羽山荘の譲与に関する条例案、単行案及び予算案並びに空席となっております副市長の選任に関する人事案件を追加提案する予定であります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして招集のごあいさつに代えさせていただきます。

午前 10 時 03 分 開 議

○議長（大坂義徳君） これより本日の会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

○議長（大坂義徳君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において、3 番小山誠治君、4 番佐藤隆盛君、5 番藤井春雄君を指名いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月１９日までの２０日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は２０日間と決定いたしました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第３、この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分報告１件が市長から、平成１９年度定期監査報告並びに例月現金出納検査結果が市代表監査委員からそれぞれ提出されましたので、これらを別冊お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第４、市長から平成２０年度施政方針演説のため発言の申し出がありますので、これを許します。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 【登壇】 平成２０年第１回市議会定例会にあたり、施政の基本方針と施策の概要を述べ、市民の皆様を初め、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

大仙市は、地方分権時代に対応した、住民が安心して暮らせる地域をつくるため、８市町村による市町村合併を選択し、新しい市として誕生し４年目を迎えようとしております。

今、世界ではアジア地域を中心に世界経済が拡大する中で、環境問題、エネルギーや食料問題などが提起され、国内では、超高齢化社会や少子化に伴う人口減少が現実のものとなり、年金、医療、福祉など国民生活の根幹にかかわる諸制度の改革が進められております。

また、地方自治制度については、平成１８年１２月、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本とした「地方分権改革推進法」が成立し、国では平成２２年までに権限と責任を地方に移譲し、本格的な地方分権を進めるための「新分権一括法案」を策定する方針を示すなど、明治以降の地方自治の枠組みを大きく変える新しい自治の時代を迎えようとしております。

一方、経済の状況を見ますと、企業収益の改善や設備投資の増加等を背景に戦後最大

の「いざなぎ景気」を超え、今後も緩やかな拡大基調を続けると言われておりますが、地域経済や中小企業においては、好景気の実感が乏しいのが現実であり、大都市への集中による「都市と地方の地域間格差」の問題も発生しております。

このような時代にあって、地方が地域の伝統文化を生かし、活力あるまちづくりを進めるには、自治体はその運営に当たり、常に社会の新しい動向や変化に敏感に対応することに心がけ、市民の目線で物事を考え、市民の意見を聴き、市民の声を市政に生かすことが肝要と考えております。

私は、平成１７年４月、市民のご支持をいただき初代大仙市長に就任して以来、「市政は市民のために」を基本理念とし、情報公開や説明責任による開かれた市政の推進、職員が常に市民の目線に立ち、現場に足を入れ、行政情報をできるだけわかりやすく市民に提供する体制づくりなど、「市民との協働のまちづくり」に向け、職員と共に汗を流しながら取り組んでまいりました。

新年度におきましても、「市民との協働のまちづくり」をさらに推進するため、その基礎となります自治会の育成や地域協議会の活性化、新たなまちづくりの担い手でありますＮＰＯやボランティア等の育成・支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、市が主要課題として取り組んでいる社会福祉施設等の法人化、地域公共交通及び第三セクターの経営改革について、ご説明申し上げます。

社会福祉施設等の法人化についてであります。少子高齢化や人口の減少、多様化する市民ニーズに対応するため、民間の能力の活用並びに臨時雇用者への安定した職場の確保などを目的に取り組み策定した法人化計画並びに実施計画に基づき、市議会をはじめ関係者のご理解のもと移行作業を進めてまいりました。

この間、引受法人となる社会福祉法人の設立準備委員会を立ち上げ、法人の認可に向けて準備を進めております。

４月からは、特別養護老人ホーム１施設、保育所４施設及び幼稚園２施設の計７施設を新設の社会福祉法人「大仙ふくし会」、「大空大仙」並びに大曲保育会へ移譲し、運営していただきます。

今後、新設法人への市職員の派遣や公立の施設を法人へ移譲する作業を進めてまいります。法人の経営が安定するまでは引受法人に対し、補助金や運転資金の貸し付け、法人運営開始初年度における運用財産としての寄附金等、人的・財政的な支援をしてまいります。

社会福祉施設の法人化につきましては、市の中長期にわたる重要な政策課題であり、地域住民の主体的な参加による地域福祉の取り組みと、民間の活力や特性を生かした持続的な法人経営ができるよう支援してまいりたいと存じます。

次に、地域公共交通についてであります。人口減少や自家用車の普及により、乗合バス輸送人員がピーク時の7分の1以下まで落ち込み、当市においても3月末をもって生活バス9路線が全部または一部廃止となるなど厳しい環境となっております。

昨年4月より公共交通の空白地域の解消などを目的に地域交通対策チームを設置し、少子高齢化や過疎化等を見据えた新たな公共交通システムの構築に取り組んでまいりました。

協議機関である地域公共交通会議において、地域で支え合う長寿社会に対応した地域公共交通を目指した大仙市の新しい地域公共交通計画が承認され、4月から新たなシステムの実証運行を行うための準備を、国の地方再生モデルプロジェクトの採択を受け進めております。

4月から実施いたします実証運行は、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバス等により、各地域の中心部への足の確保を目的とし、既存の公共交通との連携を考慮し構築しておりますが、生活バスを中心とする既存の公共交通の環境は、なお一層厳しい状況と考えており、今後は有償ボランティアの活用など新たな手法も検討してまいりたいと考えております。

自動車の運転ができない人々にとって公共交通は生活の足であり、高齢化の進展により、その需要は益々大きいものとなってまいります。これらの時代に対応し得る新たな公共交通システムを地域住民、事業者、行政が連携して構築し、維持してまいらなければならないものと考えており、実証運行を検証しながら大仙市の公共交通システムの確立に努めてまいりたいと存じます。

次に、市の温泉施設等を運営しております第三セクターについてであります。営業収益の伸び悩み等から経営状況は厳しい状況となっております。

市では三セク改善班を設けると共に、議会に特別委員会の設置をお願いし、議会とご相談しながら取り組んでまいりましたが、利用者の減少が続き、経営改善まで至らないのが現状であります。

これらの温泉施設等は、旧市町村が地域の活性化、住民の健康増進などを目的に設置したものであり、市としても可能な限り地域に残す方向で検討してまいりましたが、特

に次の２つの施設では累積損失が大きく抜本的な対応に迫られております。

太田地域の奥羽山荘は、毎年赤字経営が続いているため、現在運営している第三セクターでの経営は困難と同社の取締役会で判断されております。奥羽山荘は真木真昼県立自然公園の中核的施設であり、また、年間４万５千人以上が利用する温泉施設であることから、観光施設として、健康増進施設として地域に残すことができないか様々検討した結果、近くで劇場等を経営し、農家民宿や修学旅行等の受け入れなど都市部からの高い集客力を持つ株式会社わらび座との連携により、施設を地域に残せるものと考え、わらび座に対し、一定期間、一定額の支援をしながら施設を無償譲渡し、温泉施設として営業を継続していただけないか協議してまいりました。先般、協議が整ったところであり、今後、議会のご承認を得ながら譲渡にかかわる作業を進めてまいりたいと考えております。４月以降、わらび座によるリニューアルが行われる予定であり、集客力のある施設として生まれ変わるものと期待しているところであります。

また、西仙北地域のユメリアにつきましては、平成１１年、温泉保養施設、体験交流施設、宿泊研修施設等に大きな投資をした施設であることから、今後の施設の活用について検討しているところであります。現在の指定管理者であります第三セクターでの経営の可能性をはじめ新たな指定管理者の募集など、様々な角度から運営の可能性について模索してまいりたいと考えております。

次に、平成２０年度当初予算（案）について財政方針を含めてご説明申し上げます。

国は、予算編成の基本方針について、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」及び「基本方針２００７」を堅持し、平成２３年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど、歳出・歳入一体改革をさらに進め、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心の国」の実現のため、予算の重点化・効率化を行うとしております。

地方財政においても国の取り組みと歩調を合わせ、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方税などの一般財源の確保に努めるよう求めています。

また、財政面からも地方が自立できるよう地方財政の改革として、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の一体的な見直しに取り組むこととしております。

こうした状況を踏まえ、将来を見据えた健全な行財政運営の確立を図ることを念頭に

当初予算編成作業を進めてまいりましたが、一般会計の予算総額は412億7,121万4千円で前年度に比べ15億1,748万6千円の減、率にして3.5%の減となっております。特別会計予算は23特別会計で237億6,461万円、企業会計予算は2事業で20億3,705万8千円で、本市の予算全体では、670億7,288万2千円となっております。前年度比較では101億6,507万2千円の減、率にして13.2%の大幅な減となっておりますが、これは各会計の予算縮減のほか、新年度から始まる後期高齢者医療制度に伴い、老人保健特別会計が約85億円の大幅な減となることが大きな要因であります。

予算の編成に当たっては、市税・地方交付税・財政調整基金繰入金などの歳入一般財源について、前年度比1.4%減と見込まれることや各種基金残高の減少により臨時的な財源の活用も困難になってきていることから、一般財源の確保に苦慮したところであります。

また、市債発行額の抑制により、将来負担の軽減を図ることが今後の財政健全化に向けた重要な課題であり、財政改革の柱の一つであります市債の発行につきましては、財政計画における市債発行額以内に抑えることを基本に取り組んだものであります。

この結果、一般会計においては、財政計画を下回る発行予定額となっておりますが、特別会計におきましては、土地区画整理事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業において一定の事業費を確保する必要があり、財政計画を上回る計上となったもので、市全体では計画額70億500万円に対して74億8,087万3千円を発行する予定であります。

財政計画を上回る発行となりますが、平成19年度当初予算の発行額からは18億7,882万7千円の減、率にして15.6%の減となっております。

各種補助金につきましては、本年度設置した補助金審査委員会による外部からの内容評価などの提言をもとに予算を計上しており、今後はすべての補助金について内容を精査してまいりたいと考えております。

市の財政状況が大変厳しいことから、常勤特別職の給料については、引き続き削減してまいりたいと考えております。一般職の給与についても市民サービスの財源を少しでも確保するため、引き続き削減に協力いただけるよう職員団体と話し合いをしてまいりたいと存じます。

また、ゼロ予算事業につきましては、特段の事業予算を伴わないで既存の施設や人材

を活用することで市民に新しいサービスを提供する試みとして取り組んでおり、平成20年度におきましても、現在、31件のゼロ予算事業が各課より提案されており、全庁挙げて積極的に取り組んでまいります。

依然として、財政状況は非常に厳しい情勢にありますが、平成20年度予算は、今後、大仙市が自立・持続可能な財政基盤を確立していく上で分岐点となる重要な予算であると位置付けており、「市民との協働のまちづくり」を基本に大仙市の基礎を固めてまいりたいと存じます。

次に、平成20年度の主な施策の概要について、総合計画の施策の体系により申し上げます。

はじめに、健康福祉分野についてであります。

保健・医療の充実では、医療制度改革に伴い、これまでの基本健診が特定健診として保険者に義務付けられましたが、新たな制度の実施について、これまでの各種健診事業と同様に着実に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度については、広域連合と連携し、円滑に新制度へ移行できるよう努めてまいります。

「はしか」まん延防止対策として、厚生労働省の麻しん排除計画に基づき、従来定期予防接種として実施しております1期・2期の予防接種に、新たに中学1年生を対象とした3期、高校3年生相当年齢の者を対象とした4期を追加し実施いたします。

フッ素洗口事業につきましては、市内全保育園・幼稚園、小学校に加え、中学校まで拡大し実施いたします。

自殺予防対策につきましては、各保健センターでの相談、市民を対象とした研修会の開催、街頭キャンペーン等での啓発及び関係機関・団体を構成メンバーとするネットワークの構築などを推進してまいります。

食育推進計画につきましては、児童生徒を初め地域住民が健全な食生活ができるよう、地域の特性を踏まえた具体的な計画を策定いたします。

子育て支援の充実では、妊婦健診を妊婦歯科検診も含め16回すべて無料で実施し4年目を迎えますが、転入された妊婦の方からも助成回数も多く、安心して出産・子育てができると好評であり、是非、継続実施してまいりたいと思います。

子供を取り巻く環境が変化していることから、地域で世代間を超えた子育て支援を行う大仙市ふれあいセンターを西仙北地域に開設いたします。

放課後児童クラブにつきましては、大曲地域の四ツ屋地区と大川西根地区に新たに開設いたします。

なお、地域住民が主体となり世代間交流等の促進と自治会による子育て、地域づくり活動を推進するため、市民協働型子育て支援モデル事業を創設いたします。

保育環境の整備につきましては、支援を要する児童のための保育アドバイザーを設置するとともに、市内の法人立保育園で保育支援員を配置する費用の一部を助成いたします。

大曲乳児保育園は、昭和46年の開設で既に36年が経過し、老朽化が著しいことから、大曲住吉町地内の市有地に移転改築を、また、大曲中央保育園は、入園児の増加に伴い保育室の改修をする予定であり、大曲保育会に対し助成をしてまいります。

障害者福祉の充実では、障害者自立支援サービスにかかわる国の軽減措置の対象外とされた施設入所者に対し、引き続き市独自の軽減策として利用料負担上限額の半額を助成いたします。

なお、大曲仙北広域市町村圏組合が経営する知的障害者支援施設「後三年更正園」につきましては、4月より新たに設立される社会福祉法人「水交会」へ経営が移行されますが、引き続き関係市町とともに支援してまいります。

高齢者福祉の充実では、平成21年度から3年間の高齢者施策の指針となる新高齢者プランを策定いたします。また、軽度生活援助事業や緊急通報体制等整備事業などの在宅サービスに加え、運動機能の向上事業や配食サービス及び閉じこもり予防等の介護予防事業の充実に努めてまいります。

なお、現在1カ所の地域包括支援センターを本庁、西仙北総合支所及び中仙総合支所の3カ所に設置し、高齢者の介護や介護予防等にかかわる支援の拡充を図ってまいります。

次に、教育分野についてであります。

学校教育の充実では、「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」に基づいて、教育環境の整備など、これからの学校教育について学校規模の適正化を含め、地域の皆様と話し合いを進めてまいりたいと存じます。

学校生活支援員につきましては、市単独で40名を配置し、学校生活や学習活動において様々な課題を抱える子供たちに、より一層効果的な支援を行います。

体験的な学習の時間支援事業につきましては、今後も小・中学校における各教科等で

の体験的な活動を通して、確かな学力の定着を図るため、自然体験や職場体験など特色ある学校づくりができるよう幅広く支援してまいります。

平成23年度から完全実施される新学習指導要領に基づく、小学5・6年生の外国語活動と中学校英語授業の増加に対応するため、ALT（外国語指導助手）を1名増員いたします。

教育環境の整備については、協和小学校のグラウンド及びプール建設を実施いたします。

神岡幼稚園保育園一体型施設建設事業につきましては、病児・病後児保育の機能を加えた施設を、外構工事も含め10月末までの完成を目指して進めております。

学校等遊具整備事業として、遊具の整備が不十分な小学校、幼稚園を対象に、2年計画でブランコ、鉄棒、雲ていなどを整備いたします。

大曲中学校屋内体育館改築事業については、実施設計を行い平成21年度の工事着工を目指しております。

生涯学習の推進では、大仙市生涯学習推進計画に基づき、評価委員会などの意見を聴き、実績を検証しながら、活力ある生涯学習の推進に努めてまいります。

また、公民館等生涯学習施設については、老朽化が進んでいることから、年次計画で補修等を行い適切な施設管理に努めてまいります。

文化財については、国指定名勝池田氏庭園整備事業と土地買上事業、払田柵跡整備事業と土地買上事業を継続して実施いたします。特に池田氏庭園は、池田家から寄贈いただいたものでありますので、本市の貴重な文化財として、より一層の保存・活用に努めてまいります。

なお、埋蔵文化財調査事業については、圃場整備事業や近年急増している市内の開発行為に対応するため充実を図ってまいります。

古文書調査事業については、歴史的財産の保存のため、ボランティアの協力をいただきながら4地域で調査を進めておりますが、今後、全地域に拡大し調査を実施してまいります。

総合図書館・総合市民会館については、開館時間や開館日などの利用条件の統一、新たな図書システムの構築、魅力的な事業・公演を行い、より気軽に便利に利用できる施設となるよう努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進では、施策を計画的・効果的に展開するためス

ポーツ振興計画を策定いたします。

次に、産業分野についてであります。

農林水産業の振興では、水田経営所得安定対策に基づき、地域振興作物の作付け拡大を推進するため、出荷を目的とした野菜栽培の取り組みへの助成と燃料菜の花の作付け実証事業を実施いたします。

集落営農・法人化の推進については、これまで設立された法人・集落営農組織のレベルアップに専門指導員と共に努めてまいります。

農業振興情報センターでは、研修生定員の増員を目的とした施設の整備が完了しましたので、受け入れを行っております。

畜産振興につきましては、4月に秋田おばこ農業協同組合と仙北畜産協同組合の合併が予定されており、今後とも連携し支援してまいります。

現在、県内3家畜市場の統合が検討されておりますが、市では西仙北地域への設置を要望しております。

土地改良事業につきましては、県営土地改良事業を主体に圃場整備を13地区において継続実施するとともに、西仙北地域の皆別当地区、南外地域の南外中央地区の合わせて159haを新たに整備してまいります。

農地・水・環境保全向上対策事業の共同活動については、市内では122の組織が様々な共同活動を実施しておりますが、充実した活動となるよう支援してまいります。

林業振興については、森林所有者の意欲を高めるとともに、地球温暖化や災害防止機能等森林の有する多面的機能を発揮するための造林、間伐、保育事業や森林整備地域活動支援交付金事業等を支援し、秋田スギの安定供給を図ってまいります。

商業の振興では、平成18年6月、中心市街地活性化法が改正され、新たな計画の策定が求められていることから、地元関係者や商工団体等と協議を進め、まちづくりの視点で全庁を挙げて取り組んでまいります。

市内の各商店街や地域の商店に対する支援では、購買意欲を高め、買い物客の利便性向上のため、新規開店を促す補助制度や商店街の環境整備事業補助による活性化を図るとともに、複数の商店グループが実施する地域商店の魅力向上と消費拡大を図るための商業活性化事業に対し、引き続き支援してまいります。

工業の振興では、神岡地域が秋田県新規工業団地の最適地との評価をいただきましたので、大規模工業団地の実現に向け、県に対して強く要請するとともに、インフラ整備

等を含め計画・設計、役割分担などについて県と協議してまいりたいと存じます。

また、市内の製造業の中には規模拡大を進めている企業もあり、企業対策班を中心に引き続き企業情報を収集し、企業誘致に積極的に取り組むとともに、制度紹介をしながら新規雇用に結びつくよう努めてまいります。

大仙市雇用助成金制度については、工業等振興条例等の適用事業者向けの雇用奨励助成金と市内中小企業向けの雇用拡大助成金制度の補助金交付が始まりますので、今まで以上に制度の活用を呼びかけ、若年層の雇用機会の拡大を図ってまいります。

観光振興につきましては、大仙市観光振興計画検討委員会を設置し、大仙市観光振興計画を策定するとともに、観光案内人マニュアルを作成し、市内の観光スポットを有機的に組み合わせるなど新たな観光ルートづくりを進め、観光誘客を図ってまいります。

全国花火競技大会については、実行委員会を中心に2年後の100周年記念大会に向けた企画・運営方法等が検討されております。

また、花火の伝統文化を後世に継承することを目的に、花火に関するすべての資料を大仙市が収集する花火伝統文化継承事業を実施いたします。多くの市民の意見を伺いながら、資料収集の方策等について検討してまいりたいと存じます。

出稼ぎ対策については、当市が秋田県の約5分の1の出稼ぎ労働者を送り出していることから、就労前並びに就労中の健康診断や広報等の地域情報の提供などを通じて援護事業を継続して実施いたします。

次に、都市基盤分野についてであります。

地方道路交付金事業については、国道13号と美郷町六郷地区を結ぶ古四王際飯詰線、西仙北インターチェンジから田沢湖・角館に通じる黒森山線、中仙地域の清水地区から国道105号に通じる中仙4号線を引き続き整備するほか、秋田新幹線に架かる西仙北地域と協和地域の3つの跨線橋の耐震補強も継続して実施いたします。

地方特定道路整備事業では、大曲地域の宮林線を継続して整備いたします。

道路維持管理につきましては、厳しい財政状況にありますが、道路維持管理費及び交通安全施設整備費を増額し、道路の面積及び延長の割合を基準に、各地域の状況を考慮し配分しております。

また、道路新設改良費につきましては、合併前3年間の道路予算の割合や市道延長の割合、市道のうち未改良延長の割合を基準に、個々の路線の必要性や緊急度、地域の状況を勘案し配分しております。

大仙市都市計画マスタープランについては、長期的な視点に立ち、市の将来像を見据えながら土地利用や市街地整備、道路などの都市施設について引き続き策定作業を進めてまいります。

大曲駅前第二地区土地区画整理事業については、大曲丸の内町地区の区画道路新設工事と整地工事及び中通線こ道橋新設工事を引き続き実施するとともに、仮換地指定に伴う建物移転や借家人補償などを行う予定であります。

また、大花町地区に建設中の都市再生住宅については、本体部分が11月末に完成する見込みであります。

まちづくり交付金事業については、大曲駅周辺地区においては道路整備と公園及び地域交流センターの測量設計業務、最終年度となる神岡地域では道路・公園・駅周辺・幼保一体施設の外構、観光案内板の整備、同じく最終年度となる中仙地域では道路・駅前広場整備、協和地域では道路・公園・案内看板・公営住宅敷地の整備を実施いたします。

住宅環境の整備では、地域住宅交付金事業により福見町市営住宅火災報知器設置と、西仙北地域では継続事業として北ノ沢地区に2棟4戸の住宅建築、同敷地内の道路整備を行います。

上水道事業につきましては、給水区域の拡大を図る配水管拡張工事、既設管の適正な水量水圧の確保や老朽管更新などの配水管改良工事、区画整理など他事業施工に伴う配水管移設工事を引き続き進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、神宮寺バイパス工事に関連して、神宮寺西田地区及び大坪地区において水道管の布設替工事を実施いたします。

継続補助事業につきましては、西仙北地域刈和野地区が浄水場の施設整備更新と未普及地域の高屋敷・加賀戸集落への拡張工事を、また、大沢郷地区は、配水管布設工事及び構造物建設工事を進め、12月からの一部給水開始を予定しております。

中仙地域入角地区は最終年度であり、取水施設、浄水施設及び配水施設の工事を進め年度内給水を、仙北地域戸地谷地区は、取水施設及び浄・配水場の建設工事を実施いたします。

大仙市水道事業基本計画については、将来の水需要予測を踏まえて適切な施設の更新・改良、効率的な水道事業の運営を図るための骨格案がまとまっております。

また、簡易水道事業の統合の環境づくりとなるよう、各水道事業の緊急時に備えての連絡管整備を計画しております。

東部地区水道施設整備事業につきましては、基本計画策定にあたって実施した中仙、仙北、太田地域の住民意向調査結果を踏まえ、地域の特性を配慮し、緊急性の高い地区での事業を計画しており、実施に際しては、さらに住民の意見をお聴きした上で現実的な内容を見極めながら進めてまいりたいと考えております。

また、目指すべき将来像を描き、その実現のための施策を示すものとして大仙市水道ビジョンを策定いたします。

下水道の整備では、水質汚濁による生活環境の悪化に対処し、清潔で快適な市民生活の実現を図るため、大曲、神岡、中仙、南外の各地域にて面整備を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、協和地域の沢庄地区、中仙地域の田ノ尻地区で供用開始の予定であります。

次に、環境・安全分野についてであります。

公園の整備では、仙北ふれあい公園整備事業の（仮称）新仙北体育館の建設を進めてまいります。

また、飯田沼つり公園については護岸整備を、南外ふれあいパークについてはトイレ及び駐車場整備を市の単独事業として実施いたします。

4月から家庭ごみの有料化を実施させていただきますが、家庭から出されるごみは増加の一途をたどり、ごみ全体の処理に年間約14億円もの経費が支払われている状況であります。ごみの有料化は、最終処分場の延命化を図るほか、処理費の一部を負担することで、みずからが排出するごみに責任と関心を持ってもらうことを目的に実施するものであり、市としても環境学習等の実施を初め、ごみの減量化に積極的に取り組んでまいります。

環境学習事業については、今日の複雑多様化した環境問題に対応していくため、小学校4年生とその保護者を対象に、こどもエコチャレンジ事業、また一般家庭を対象とした環境家族宣言等、環境教育の機会の充実を図ってまいります。

ごみの減量化対策については、食品トレイ回収を全地域に拡大するとともに、家庭で使用する生ごみ処理機購入費の補助限度額を2万円から5万円に引き上げます。

また、ビン・缶・古紙類など資源ごみの回収に取り組む町内会、学校及び各種団体を支援してまいります。

ごみの不法投棄につきましては、その未然防止や早期発見のため監視カメラの設置や監視員の見回り強化など、4月からのごみの有料化と時期を合わせて実施してまいりま

す。

次に、大仙美郷環境事業組合についてであります。最終処分場建設整備事業につきましては、雪のため緑化工事の種子吹き付けを雪解け後に繰り越すこととし、工期を7月31日まで延長し、継続年度を1年延ばしております。

なお、処分場の供用開始につきましては予定どおり4月1日としております。

旧処理場跡地については、マテリアルリサイクル推進施設整備事業としてストックヤードの建設を計画しており、旧ごみ処理場解体のためのダイオキシン類調査と解体撤去の基本設計を行い、解体と跡地への建設につきましては、平成21年度から22年度を予定しております。

また、中仙地域のごみとし尿が大仙美郷環境事業組合で処理されることから、今次定例会に組合規約の改正の協議についての議案を上程しております。

交通安全対策につきましては、昨年の大仙市内の交通事故が発生件数、死者数、負傷者数とも減少しており、この減少傾向をさらに推し進めるため、大仙警察署交通指導隊、交通安全会などの関係機関・団体と連携し、交通安全思想の啓蒙と事故防止に努めてまいります。

また、チャイルドシート着用・使用推進キャンペーンにつきましても運動を継続し、使用率100%を目指してまいりたいと考えております。

防犯対策につきましては、（仮称）大仙市安全・安心まちづくり条例を制定し、市民との協働、相互連携による活動を初め、地域が一体となった防犯・防災への取り組み、犯罪防止に配慮した環境の整備などに取り組むとともに、安全・安心まちづくり推進集会、安全・安心まちづくりアカデミー等を開催いたします。

防災につきましては、秋田県消防協会大仙市仙北市美郷町支部と共催で8月29日に神岡地域で地震や火災を想定した総合防災訓練を予定しております。

また、緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練が、雄物川大曲運動公園を会場に10月15日から16日の2日間にわたり開催されます。この合同訓練は、大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に、総務省消防庁が主催し、全国の自治体及び消防機関が協力して実施しているものであり、北海道、東北、新潟県の8道県の消防職員を初め、自衛隊、警察、病院関係、医師会など650名の参集が予定されており、消防車・救助工作車などの関係車両約200台、防災ヘリコプター10基以上が参加する大規模な訓練であります。

当日は、多くの市民や防災関係者、そして小・中学生にも参観を呼びかけ、防災意識の一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

防災ハザードマップにつきましては、全市の浸水想定地域や洪水や震災時における避難所・避難場所などを明示した冊子を作成し、全世帯に配布することとしております。

また、防災行政無線につきましては、デジタル防災行政無線を整備するまでの暫定措置として、M C A無線を活用した災害時の通信体制を整備することとしております。

次に、地域情報・交流分野についてであります。

地域情報化の推進では、南外地域の荒沢地区の移動通信用鉄塔整備事業、大曲地域の内小友中山・小出沢地区のテレビ共同受信施設設置事業を実施し、情報通信の格差是正を図ってまいります。

男女共同参画事業につきましては、大仙市男女共同参画条例検討懇話会により条例制定について検討しております。

国際交流の促進につきましては、韓国青少年北ソウル連盟から派遣される青少年を夏と冬に受け入れるほか、夏休みに韓国唐津郡に本市の中学生を派遣する計画で、事前協議のため職員を唐津郡に派遣する予定であります。

これらの事業により、秋田空港からの秋田ソウル国際定期便の維持を支援してまいりたいと存じます。

国際アジア民俗学会につきましては、日本を含む東南アジア約8カ国から、日本の大学生ボランティアを含めて約60名が参加し、10月9日から12日までの日程で「アジアにおける稲作文化」をテーマに研究発表が行われる予定であります。

国際会議開催は本市で初めてのことであり、運営方法について現在、関係機関と協議を進めております。

この学会開催にあわせて地域の郷土史家の研究発表を行う郷土文化再発見事業の開催と国際理解・協力について市民の理解を広げるためのワークショップやブース等を設置する予定であります。

地域振興事業、いわゆる地域枠予算につきましては平成20年度も引き続き実施いたします。

自治会活動への支援については、市民との協働のまちづくりの基礎となる自治会の育成との視点から支援してまいります。

なお、厳しい財政状況の中、本年度一定期間継続して行くため交付額を減額させてい

ただいておりますがご理解を賜りたいと存じます。

また、小規模集落コミュニティ対策事業として、コミュニティ機能の低下が懸念される小規模集落等の現状と課題について調査・検討を行い、コミュニティ機能の再生・活性化の指針と施策について検討してまいります。

国が新たな制度として創設を予定しております「ふるさと納税制度」につきましては、本市出身者を初め多くの人々に大仙市の応援団となっていただけるよう、作業を進めてまいりたいと存じます。

市の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えることを目的に、歴史資料としての重要な公文書等の保存の在り方を検討するアーカイブズ構想策定事業に着手したいと思っております。

最後に、平成20年度の施政方針及び施策の概要は以上であります。厳しい財政状況の中、市の総合計画の将来都市像であります「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の構築のため、持てる力を最大限生かし、地域の発展に努めてまいりたいと存じます。

私は、市行政は「最大のサービス産業」と考えており、市民の信頼に足る市役所でなければならないものと思っておりますが、先般の下水道使用料の算定誤りによる過徴収などはあってはならないことであり、関係者の皆様にお詫びを申し上げますとともに、職員一人一人が緊張感を持ち、公務員は全体の奉仕者であるという原点を忘れず、市民本位・市民主体の市政の推進に努めるよう指導してまいりたいと存じます。

昨年、一昨年の施政方針で、江戸時代末期の思想家である吉田松陰の残した「一日一字を記さば一年にして三百六十字を得。一夜一時を怠らば百歳の間三万六千時を失う」という言葉を引用してまいりましたが、この言葉を再度、噛み締め、一日一日を大切に、一步一步積み重ねながら大仙市の基盤を作り上げ、市民が安心して暮らせる郷土を^{あす}未来に残してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様並びに議員各位のご支援・ご協力をお願い申し上げまして施政方針演説とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第5、議案第8号を議題といたします。

本件は、議会運営委員長大山利吉君から提出されております。

お諮りいたします。議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託はいたしません。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。午前11時10分に再開いたします。よろしく申し上げます。

午前11時00分 休 憩

.....

午前11時10分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 日程第6、報告第1号から日程第81、議案第80号までの76件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） それでは、ご説明申し上げます。

はじめに、資料No. 2の補正予算書「大仙市補正予算（2月1日専決補正）」と書いてある表紙の補正予算書をご覧いただきたいと思います。

1ページになります。

報告第1号、専決処分報告の平成19年度大仙市一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、全国的な麻しんの流行に伴う予防対策として、市単独事業で行う麻しん予防接種の助成経費の補正や市道の除排雪における1月までの出動実績と今後の降雪量の見込みから委託料等の不足が見込まれるため、除雪対策費について補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9,608万1千円を追加し、補正後の予算総額を453億2,872万2千円としたものであります。

補正予算の概要につきまして、事項別明細書により、歳入から順に説明申し上げます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

歳入19款繰越金は、前年度繰越金として1億9,608万1千円の補正であります。次に、歳出についてご説明申し上げます。

4款衛生費は、麻しんの流行に伴う予防接種経費として608万1千円の補正であります。

次のページ、8ページになります。

8款土木費は、市道除排雪の出動回数の見込みに基づく除雪対策費として1億9,000万円の補正であります。

なお、いずれも早急な対応を図る必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年2月1日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

続きまして、資料No.1の議案書をご覧いただきたいと思います。資料No.1の議案書の2ページと3ページになります。

報告第2号、専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本件は、公共下水道事業特別会計に係る過誤納還付金等の財源とするため、平成19年度一般会計から繰り入れる額を7億4,176万9千円以内から7億5,589万4千円以内に改めることについて、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、資料No.3の補正予算書をご覧いただきたいと思います。「2月12日専決補正」というふうに書いております。

1ページになります。

報告第3号、専決処分報告の平成19年度大仙市一般会計補正予算（第11号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、公共下水道事業特別会計における下水道使用料について、算定に誤りが判明したことから、過誤納還付金及び還付加算金の補正に係る繰出金について補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,739万円を追加し、補正後の予算総額を453億4,611万2千円としたものであります。

それでは6ページをご覧いただきたいと思います。

歳入19款繰越金は、前年度繰越金として1,739万円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8款土木費は、公共下水道事業特別会計の補正に伴う繰出金として1,739万円の補正であります。

なお、過誤納のありました方々に対し速やかに還付する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年2月12日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、9ページになります。

報告第4号、専決処分報告の平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、下水道使用料の算定誤りに伴う過誤納還付金及び還付加算金について補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,739万円を追加し、補正後の予算総額を21億5,019万9千円とするものであります。

14ページをご覧いただきたいと思います。

4款繰入金は、一般会計繰入金として1,739万円の補正であります。

歳出1款総務費は、対象となった3事業所の方々に対する過誤納還付金及び還付加算金として1,739万円の補正であります。

報告第3号と同様、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年2月12日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

なお、過誤納がありました方々に対しましては、平成20年2月22日までに還付手続きを済ませさせていただいております。

それでは次に、資料No.1の議案書に戻りたいと思います。

資料No. 1の議案書の6ページ・7ページになります。

議案第9号、大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、所要の規定の整理を行うものであり、統計法の全部改正に伴う規定の整理は公布の日から、また、統計報告調整法の廃止に伴う規定の整理は、今後、政令で定められる同法の廃止の日から施行するものであります。

次に、8ページ・9ページになります。

議案第10号、大仙市死亡獣畜取扱場設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市内9カ所の死亡獣畜取扱場について、それぞれの現況、今後の需要、配置のバランスなどを考慮し、その機能を大仙市中仙長野死亡獣畜取扱場及び大仙市南外死亡獣畜取扱場の2カ所に集約することとし、大曲、神岡、西仙北、中仙大神成、協和、仙北、太田の7カ所を廃止するもので、平成20年4月1日から施行することとしております。

次に、10ページ・11ページになります。

議案第11号、大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、携帯電話不感地域の解消のため、協和荒川牛沢又地区、南外滝地区、南外西ノ又地区及び南外荒又地区に整備中の移動通信用鉄塔について、平成20年4月1日から無線局として供用を開始するものであります。

次に、12ページと13ページになります。

議案第12号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、秋田わか杉国体終了に伴い、国体準備委員を廃止するもので、平成20年4月1日から施行することとしております。

次に、14ページと15ページになります。

議案第13号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正による用語の変更に伴い、心身障害児就学指導委員会

の委員及び心身障害児就学指導専門検査員の名称を、それぞれ就学指導委員会の委員、就学指導専門検査員に変更するもので、平成２０年４月１日から施行することとしております。

次に、１６ページ・１７ページになります。

議案第１４号、大仙市花の里づくり基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、これまで運用収益を事業経費に充てる、いわゆる果実運用型として運用してまいりました花の里づくり基金につきまして、低金利などから事業の実施に見合う運用収益がなく、一般会計等で事業を実施している現状を考慮し、基金を有効に活用するため、これを取り崩して事業経費に充てる取り崩し型に改めるもので、平成２０年４月１日から施行することとしております。

次に、１８ページ・１９ページになります。

議案第１５号、大仙市人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、花の里づくり基金と同様の理由により、果実運用型から取り崩し型に改めるもので、平成２０年３月３１日から施行することとしております。

なお、この基金は、従来、市民の研修旅費や滞在費に対する補助金交付事業への活用を予定しているものでありますが、今後は、農業後継者やものづくり産業における高度な知識・技術を有する人材育成のための修学資金貸与事業にも活用したい考えであります。

しかしながら、修学資金の貸与という事業の性質上、基金は取り崩し型には馴染まず、定額運用の形をとる必要があることから、この際、この基金を分割し、５００万円を議案第３９号で上程させていただく新たな定額運用基金の原資の一部として移管し、修学資金貸与事業は、その新たな基金によって実施することとし、補助金交付事業は引き続きこの人材育成基金によって実施する考えであります。

次に、２０ページ・２１ページになります。

議案第１６号、大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

国の三位一体改革に従い、この基金を構成する国の交付金相当分を平成１８年度から順次国に返還しておりますが、本案は平成１９年度の返還分である４４６万９千円を基

金の額から減ずるもので、平成２０年４月１日から施行することとしております。

次に、２２ページと２３ページになります。

議案第１７号、大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

市の所有する温泉施設におきましては、灯油価格の高騰などにより経営が圧迫されており、入湯料の大幅な値上げを考慮せざるを得ない状況にあります。市民の健康増進等をその設置目的としていることなどを考慮し、利用者の負担増を極力回避するとともに、民間の温泉施設も含めた経営負担の軽減を図るため、２年間、日帰りの場合における入湯税の税率を１００円減じて５０円とすることとし、平成２０年４月１日から施行するものであります。

次に、２４ページと２５ページになります。

議案第１８号、大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、宿泊業を営むために使用する施設に関して、この条例に規定されている固定資産税の課税免除と同様の措置が大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例にも規定されており、重複している状況にあることから、工業等振興条例の規定を削除し、当該施設の取り扱いを明確にするものであります。

このほか日本標準産業分類の改定に伴い規定の整理を行うもので、所要の経過措置を設けて、平成２０年４月１日から施行することとしております。

次に、２６ページと２７ページになります。

議案第１９号、大仙市中沢工場団地条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、日本標準産業分類の改定に伴い、所要の規定の整理を行うもので、平成２０年４月１日から施行することとしております。

次に、２８ページから３０ページまでとなります。

議案第２０号、大仙市荒川鉦山跡地観光施設条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、協和地域のマインロード荒川の坑道崩落に伴い、事故の未然防止及び安全確保の観点からマインロード荒川を廃止するものであります。跡地の外観を観覧できるよう歩道コースなどを整備し、これを荒川鉦山跡地施設として設置するものであります。

また、サイクリングロードにつきましては、利用実績がほとんどなく、今後も同様と見込まれることから、これを廃止するほか、これまで自然公園施設の一部として位置付けられていたオートキャンプ場につきましては、有料施設であることから、自然公園施設から切り離して規定するものであります。

このほか、廃止する施設に関する使用料規定及び共通入館・入場料の規定を削除するとともに所要の規定の整備を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、３１ページ・３２ページになります。

議案第２１号、大仙市老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、西仙北地域の老人憩の家寿楽荘及び強首老人憩の家並びに中仙地域の寿荘、睦荘、翠荘及び泉荘について、修繕費用がかさむこと、併設している施設や近隣の代替施設の利用が可能であることなどを踏まえ、これらを廃止するものであり、西仙北地域にあつては平成２０年４月１日、中仙地域にあつては平成２０年７月１日を施行日としております。

次に、３３ページ・３４ページになります。

議案第２２号、大仙市長寿祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政事情、近隣市町における同種祝金の給付状況、支給対象者の増加などを踏まえ、今後もこの制度の維持を図る観点から、１００歳に係る長寿祝金について居住年数の区分を廃止するとともに、支給額を２０万円に減額するもので、所要の経過措置を設けて平成２０年４月１日から施行するものであります。

次に、３５ページと３６ページになります。

議案第２３号、大仙市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、生活支援ハウス制度の古い名称を冠している大仙市協和高齢者生活福祉センターを大仙市協和生活支援ハウスに改称するとともに、条例の名称を大仙市生活支援ハウス条例に改め、平成２０年４月１日から施行するものであります。

次に、３８ページ・３９ページになります。

議案第２４号、大仙市仙北高齢者センター条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、社会福祉協議会を指定管理者とする仙北高齢者センター、市直営の仙北保健センター、社会福祉協議会が運営する在宅介護支援センターが一体化した、通称紫陽花館について、直営部分と指定管理部分の混在により事務処理が煩雑であるなど、複合施設の一部である仙北高齢者センターを指定管理させる利点が少ないことから、指定管理期間の終了を機に市直営で管理することとし、所要の規定の整備を行うもので、平成20年4月1日から施行するものであります。

次に、40ページと41ページになります。

議案第25号、大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法の改正により、平成18年10月1日から埋葬料及び家族埋葬料の金額が5万円に改定されていること、また、平成20年4月1日から施行される秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例においても葬祭費が5万円とされたことから、これらとの均衡を考慮し、当市国民健康保険における葬祭費の金額を7万円から5万円に改めるものであります。

また、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、特定健康診査等の実施が義務付けられることなどにより、保健事業に係る規定の整備を行うもので、所要の経過措置を設けて平成20年4月1日から施行することとしております。

次に、42ページと43ページになります。

議案第26号、大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、協和カントリーパーク整備事業により米ヶ森公園内に整備を進めていたグラウンドゴルフ場が完成したことから、平成20年4月1日から供用を開始するものであります。

なお、使用料の額につきましては、神岡地域の中川原運動公園のグラウンドゴルフ場と同額の1人当たり200円としております。

次に、44ページ・45ページになります。

議案第27号、大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、社団法人秋田県農業公社県南支社から簡易水道加入の申し入れがあったことから、直近の神宮寺地区簡易水道から給水することとし、同簡易水道の給水区域及び給

水量を変更するもので、平成２０年６月１日から施行することとしております。

次に、４６ページ・４７ページになります。

議案第２８号、大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、施設の老朽化に伴い、既に解体されている大沢郷地区公民館大場台分館を廃止するもので、公布の日から施行することとしております。

また、大仙市協和総合開発センターに併設して運営しておりました協和公民館荒川分館について、平成１１年度の和ピア開設に伴い、利用率の低下が著しいことなどから、和ピアの協和公民館内に分館機能を移設するもので、平成２０年４月１日から施行することとしております。

次に、４８ページから５０ページまでとなります。

議案第２９号、大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、統合により廃校となる協和地域の小学校体育館のうち、峰吉川、稲沢、船岡及び小種小学校の４体育館を平成２０年４月１日から市民体育館として一般の利用に供するものであります。

また、これと同時に、市民体育館として現在供用中の協和稲沢ふれあいセンター及び協和峰吉川スポーツ会館は、廃止するものであります。

なお、新たに供用開始する４体育館の使用料につきましては、現行の峰吉川スポーツ会館の使用料を参考にして、４体育館共通としております。

次に、５１ページ・５２ページになります。

議案第３０号、大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、協和テニスコートについて、近隣にサン・スポーツランド協和のテニスコートが新たに整備されていることもあり、一般の利用がほとんどなく、協和中学校のクラブ活動等でのみ利用されているのが現状であることから、これを廃止し、平成２０年４月１日から中学校の付属施設として移管するものであります。

次に、５３ページ・５４ページになります。

議案第３１号、大仙市試験研究圃場設置条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、太田地域の国見地区試験研究圃場について、横沢地区に同種の圃場である大仙市新規就農者研修施設が平成１５年に設置されて以来、これによる機能の代替効果などにより利用されなくなっており、今後も同様と見込まれることから廃止するもので、平成２０年４月１日を施行日としております。

次に、５５ページ・５６ページになります。

議案第３２号、大仙市西仙北曲屋民家設置条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、入館者の減少、経年劣化に伴う維持管理費の増大など費用対効果を考慮し、西仙北曲屋民家を廃止するもので、平成２０年４月１日を施行日としております。

次に、５７ページ・５８ページになります。

議案第３３号、大仙市西仙北雄物川河川敷運動広場条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、西仙北雄物川河川敷運動広場について、代替施設もあり利用者が非常に少なく、また、河川増水の度に修繕等に多くの費用を要している現状を考慮し、これを廃止するもので、平成２０年４月１日を施行日としております。

次に、５９ページと６０ページになります。

議案第３４号、大仙市神岡幼児プール設置条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、神岡幼児プールについて、老朽化が著しく安全上の問題が懸念されること、また、利用者の減少が著しいことを考慮し、これを廃止するもので、平成２０年４月１日を施行日としております。

次に、６１ページ・６２ページになります。

議案第３５号、大仙市仙北児童遊泳プール設置条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、仙北児童遊泳プールについて、地盤沈下による傾きが生じ、諸設備の安全管理上の問題があり、平成１８年度から利用を休止しておりますが、地盤沈下による傾きは今後も拡大すると見込まれ、安全性の確保が困難であることから、これを廃止するもので、平成２０年４月１日を施行日としております。

次に、６３ページと６４ページになります。

議案第３６号、大沢郷財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい

て、ご説明申し上げます。

本案は、西仙北地域の大沢郷財産区が、その所有するすべての財産を市に譲渡することにより廃止されたことに伴い、同財産区に関する条例の整理を行うものであります。

整理の内容につきましては、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の大沢郷財産区管理会の委員に係る規定の削除、大仙市特別会計条例に規定されている大沢郷財産区特別会計の廃止、大沢郷財産区管理条例の廃止であり、平成20年4月1日から施行するものであります。

次に、65ページと66ページになります。

議案第37号、大仙市土地開発基金条例の一部を改正する等の条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、近年の地価の推移状況等から、土地開発基金により土地等を先行取得する実益に乏しいことから、今後、土地等の取得は一般会計等で行うこととし、基金財産の有郊活用を図るため、平成19年度中の利子の積み増しによる基金額の改正を行った上で廃止するもので、基金の額の改正は公布の日、条例の廃止は平成20年3月31日を施行日としております。

次に、67ページから70ページまでとなります。

議案第38号、大仙市神岡農山村多面的機能活用施設及び交流促進センター施設条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定管理者が管理運営する市の温泉施設において、入湯についての回数券、時間制限料金、利用時間などを特に条例規定しているものがありますが、指定管理者独自のサービス展開が期待できるこれらの項目に係る規定を廃止し、そのノウハウや企業努力が十分に発揮できる余地を確保するものであります。併せて、入湯料の上限や休憩室を利用した場合の入湯料の取り扱いなどを統一し管理運営条件の平準化を図るもので、平成20年4月1日から施行することとしております。

それぞれの施設の具体的な改正内容についてであります。嶽の湯につきましては時間制限料金規定の削除、ユメリア及び四季の湯につきましては回数券規定の削除、南外ふるさと館につきましては入湯料の上限額の改定、時間制限料金規定、回数券規定及び利用時間規定の削除のほか、大広間等の利用料金に入場料を含むなどの規定の削除、柵の湯につきましては入湯料の上限額の改定、回数券規定、宿泊研修室の専用規定の削除、あか松庵及び中里温泉につきましては入湯料の上限額の改定を行うものであります。

次に、７１ページ・７２ページになります。

議案第３９号、大仙市農業・ものづくり担い手奨学基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、産業分野における人材育成を目的とする農業後継者育成修学資金貸与事業及びものづくり産業育成修学資金貸与事業を実施するための財源として、新たに定額運用型の農業・ものづくり担い手奨学基金を設置するもので、平成２０年３月３１日から施行することとしております。

なお、この基金は、ものづくり産業における高度な知識・技術を有する人材の育成に役立てて欲しいとの趣旨でいただいた寄附金１００万円と現行の人材育成基金の一部５００万円を原資とするものであります。

次に、７３ページから７６ページまでとなります。

議案第４０号、大仙市後期高齢者医療に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成２０年４月１日から施行される後期高齢者医療制度について、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、所要の事項を条例規定するもので、平成２０年４月１日から施行することとしております。

条例の内容についてであります。法令等で定められているもの以外に市が行う必要のある事務、市が保険料を徴収する被保険者、普通徴収による保険料の納期などを規定するもので、併せて附則において平成２０年度における経過措置を規定しております。

次に、７７ページから７９ページまでとなります。

議案第４１号、大仙市地域ふれあいセンター条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、統合により廃止された寺館保育園について、子育て親子の交流促進及び子育てをする家庭への支援を推進し、児童の健全育成を図るための拠点施設として、また、地域住民の交流のための拠点施設として利活用することとし、地域ふれあいセンターとして改めて設置するもので、平成２０年４月１日から施行することとしております。

次に、８０ページになります。

議案第４２号、太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、太田四季の村のうち、太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管

理者として太田町生活リゾート株式会社を指定するもので、指定期間は平成２０年４月１日から平成２２年３月３１日までの２年間としております。

次に、８１ページと８２ページになります。

議案第４３号、大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について、ご説明申し上げます。

本案は、県営ほ場整備事業の施行に伴い、従来の地形が変更され、市と美郷町との境界が不明確となったことから、整理後の区画に合わせて境界を変更するため、地方自治法第７条第６項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、これによる面積、人口及び選挙区の異動はありません。

次に、８３ページから８５ページまでとなります。

議案第４４号、大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について及び議案第４５号、仙北市と大仙市の一般廃棄物の処理に係る事務の委託の廃止につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

中仙地域の一般廃棄物の処理につきましては、合併前の旧中仙町が旧角館町外三か町村公衆衛生施設組合に加入していた経緯から、同組合に合併時から３箇年を目途に処理を委託し、その後、角館町、田沢湖町、西木村の合併により仙北市に事務が承継されておりますが、平成２０年４月１日からは大仙美郷環境事業組合において処理することで、同組合及び仙北市との事前協議が整ったところであります。これに伴い、議案第４４号におきましては、大仙美郷環境事業組合規約を改める必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

また、議案第４５号におきましては、地方自治法第２５２条の１４第２項の規定により、仙北市と大仙市の一般廃棄物の処理に係る事務の委託を平成２０年３月３１日をもって廃止することについて、同条第３項の規定で準用する同法第２５２条の２第３項本文の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、８６ページと８７ページになります。

議案第４６号、大仙市営土地改良事業の計画の概要について、ご説明申し上げます。

本案は、大曲地域四ツ屋地区の一部の農業用水路が劣悪な状態にあることから、市が行う土地改良事業によりこれらを整備する準備を進めておりますが、この事業の実施にあたり、事業計画の概要を定める必要があるため、土地改良法第９６条の２第２項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきましては、農業用排水施設延長 8 9 7 m を平成 2 0 年度から平成 2 2 年度までの 3 年間で整備するもので、総事業費は 2, 2 0 0 万円としております。

次に、8 8 ページから 9 8 ページまでとなります。

議案第 4 7 号、市道の路線の認定、廃止及び変更について、ご説明申し上げます。

本案は、事業の完了に伴い 6 0 路線を認定し、2 2 路線を廃止し、8 路線を変更するものであり、これにより市道の路線数は 3 8 路線増の 6, 5 3 0 路線、実延長は 1, 7 8 2 m 増の 3 1 8 万 5, 8 2 8 m となるものであります。

次に、9 9 ページになります。

議案第 4 8 号、工事委託に関する変更協定の締結につきましては、奥羽本線大曲駅構内中通こ道橋（仮称）新設工事について、平成 1 8 年 9 月 2 2 日に議会の議決を経て、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社と協定を締結し、施工を委託しておりますが、立坑の築造において地下水位が丸子川の水位に伴い変動することが判明し、構造計算の再検討、矢板長の変更及び地盤改良の追加が必要になったことから、当初の協定期間内に工事を完了することが困難となったため協定期間を延長するものであり、これに係る変更協定の締結について、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、協定期間の変更に伴い、協定金額は変更しませんが、支出年度及び年度割額は変更することとしております。

次に、1 0 0 ページから 1 0 5 ページまでとなります。

議案第 4 9 号から議案第 5 4 号までの 6 件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

本 6 件につきましては、宅地造成事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、介護老人保健施設介護サービス事業、老人デイサービス事業及びスキー場事業特別会計について、既に議会の議決をいただいている平成 1 9 年度一般会計からの事業資金繰入額の上限に変更が生じたので、地方財政法第 6 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

各特別会計の変更額についてであります。宅地造成事業特別会計については、繰入額の上限を 1, 3 4 7 万 4 千円引き上げ、3, 2 4 9 万 8 千円以内に、特定環境保全公共下水道事業特別会計については 4 0 1 万 8 千円引き上げ、2 億 6, 1 8 7 万 4 千円以内に、農業集落排水事業特別会計については 2 8 9 万 6 千円引き上げ、4 億 8, 7 2 1

万 9 千円以内に、介護老人保健施設介護サービス事業特別会計につきましては 1, 9 6 6 万 5 千円引き上げ、1 億 5, 0 5 7 万 4 千円以内に、老人デイサービス事業特別会計につきましては 1, 0 3 3 万 3 千円引き上げ、9, 3 4 6 万円以内に、スキー場事業特別会計につきましては 9 6 6 万円引き上げ、2, 7 3 3 万円以内とするものがあります。

次に、1 0 6 ページから最後のページであります 1 1 5 ページまでとなります。

議案第 5 5 号から議案第 6 4 号までの 1 0 件につきましても、それぞれ関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

本 1 0 件につきましては、公営企業会計に係る事業の推進を図るため、平成 2 0 年度一般会計から事業資金を繰り入れることについて、地方財政法第 6 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

各特別会計への繰入額についてであります。宅地造成事業特別会計は 1, 9 2 5 万円以内、簡易水道事業特別会計は 5 億 5, 5 0 0 万 2 千円以内、公共下水道事業特別会計は 5 億 7, 0 2 0 万 5 千円以内、特定環境保全公共下水道事業特別会計は、3 億 5, 2 9 2 万 8 千円以内、特定地域生活排水処理事業特別会計は 1, 4 4 2 万 3 千円以内、農業集落排水事業特別会計は 3 億 3, 4 2 1 万 1 千円以内、介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計は 1 億 3, 9 5 8 万 6 千円以内、介護老人保健施設介護サービス事業特別会計は 1 億 3, 3 4 9 万 7 千円以内、老人デイサービス事業特別会計は 7, 1 1 5 万 9 千円以内、スキー場事業特別会計は 1, 7 2 4 万 7 千円以内としております。

○議長（大坂義徳君） 申し上げます。ただいま議案等の説明中ではありますが、この際、昼食のため、暫時休憩いたしたいと思います。

なお、本会議は午後 1 時より再開したいと思います。よろしくお願いします。

午前 1 1 時 5 3 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

資料 N o. 4、補正予算書（3 月補正）をご覧くださいと思います。

はじめに、1 ページになります。

議案第65号、平成19年度大仙市一般会計補正予算（第12号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、各事務事業の実績見込みに伴う事業費の補正及び建設事業費等の確定による補正並びに各種基金の積み立てに伴う補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ10億657万2千円を追加し、補正後の予算総額を463億5,268万4千円とするものであります。

はじめに、6 ページをご覧ください。

継続費につきましては、契約額の確定に伴い、都市計画マスタープラン策定業務など3件について変更するものであります。また、繰越明許費につきましては、県営土地改良事業費負担金など9件について設定するものであります。

8 ページになります。

債務負担行為では、水洗便所改造資金利子補給費など2件の追加及び農業経営基盤強化資金等利子補給費について変更するものであります。

それでは補正予算の概要につきまして、事項別明細書により、歳入からご説明申し上げます。

17 ページをご覧ください。

1 款市税は、平成19年度の実績見込みにより1億2,868万6千円の補正であります。

2 款地方譲与税は、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税の交付見込みにより975万9千円の補正であります。

18 ページになります。

3 款利子割交付金は、19年度の交付見込みにより223万2千円の補正。

4 款配当割交付金は、19年度の交付見込みにより280万5千円の補正。

6 款地方消費税交付金は、19年度の同じく交付見込みにより1,205万円の減額補正であります。

8 款自動車取得税交付金は、19年度の交付見込みにより1,780万4千円の補正であります。

9 款地方特例交付金は、19年度の交付実績により2,166万3千円の減額補正であります。

12 款分担金及び負担金は、移動通信用鉄塔施設整備費分担金など1, 768万6千円の減額補正であります。

13 款使用料及び手数料は、柵の湯使用料、ねむのき駐車場使用料など785万6千円の減額補正であります。

20 ページになります。

14 款国庫支出金は、4, 392万6千円の減額補正であります。

国庫負担金は、特別障害者手当等給付費負担金、障害福祉サービス事業費負担金、公共土木施設災害復旧費負担金など4, 454万7千円の減額補正であります。

国庫補助金は、地方道路整備臨時交付金、小学校施設冷房化整備事業に係る安全・安心な学校づくり交付金など62万1千円の補正であります。

15 款県支出金は1億363万2千円の減額補正であります。

県負担金は、被用者・非被用者小学校修了前特例給付負担金、保険基盤安定負担金、障害福祉サービス事業費負担金など2, 558万5千円の減額補正であります。

22 ページになります。

県補助金は、秋田県生活バス路線等維持費補助金、移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金、強い農業づくり交付金事業費補助金など8, 703万3千円の減額補正であります。

県委託金は、県道除雪委託金など898万6千円の補正であります。

16 款財産収入は5, 810万7千円の補正であります。

財産運用収入は、土地貸付料、各種基金預金利子など806万円の補正。

財産売却収入は、旧大曲学校給食センター跡の土地売却収入など5, 004万7千円の補正であります。

24 ページになります。

17 款寄附金は、商工費寄附金及び観光費寄附金として400万円の補正であります。

18 款繰入金は、財政調整基金繰入金、土地開発基金繰入金など11億6, 232万9千円の補正であります。

19 款繰越金は、前年度繰越金として1億6, 330万4千円の補正であります。

20 款諸収入は、柵の湯食堂売上収入や大曲市民会館自主事業収入などの入場料等収入の減により1, 344万1千円の減額補正であります。

26 ページになります。

2 1 款市債は、移動通信用鉄塔施設整備事業債、県営ほ場整備事業債及び道路整備事業債などの対象事業費の確定などによりまして3億2, 220万円の減額補正であります。

28ページになります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款議会費は、議会活動費における旅費の実績見込みに基づき200万円の減額補正であります。

2 款総務費は13億1, 661万2千円の補正であります。

主な内容といたしまして、土地開発基金財産取得費は、土地開発基金を廃止するため基金で保有している財産を一般会計で買い取る経費として4億8, 457万円の補正、移動通信用鉄塔施設整備事業費は、協和・南外地域の事業費の確定により1億6, 112万3千円の減額補正、生活バス路線運行維持対策経費は、バス事業者への補助金として9, 392万3千円の補正、財政調整基金積立金は、土地開発基金を廃止し、財政調整基金に統合することに伴い8億8, 804万3千円の補正、減債基金積立金などの各基金は利子分の積立補正であります。

30ページになります。

3 款民生費は、7, 985万2千円の減額補正であります。

主な内容といたしまして、国民健康保険事業特別会計繰出金は、財政安定化支援や保険基盤安定分の実績見込みにより2, 719万7千円の補正、障害福祉サービス給付費は、実績見込みにより5, 639万2千円の減額補正、広域市町村圏組合介護保健事業費負担金は、実績見込みにより2, 058万円の減額補正、老人福祉施設入所措置費は、入所者の減により1, 737万8千円の減額補正、介護老人保健施設介護サービス事業特別会計繰出金は1, 966万5千円の補正、老人デイサービス事業特別会計繰出金は1, 031万3千円の補正であります。

32ページになります。

4 款衛生費は、5, 831万7千円の補正であります。

主な内容といたしまして、老人保健特別会計繰出金は、医療給付費の実績見込みにより6, 303万円の補正、特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金は310万7千円の減額補正、環境保全基金積立金は、利子分を積立補正、廃棄物減量化対策費は、家庭ごみ有料化に伴うごみ袋製造経費等の確定により874万4千円の減額補正、簡易水道

事業特別会計繰出金は３０２万５千円の補正、上水道事業会計繰出金は１５１万９千円の補正であります。

６款農林水産業費は、５２７万５千円の補正であります。

主な内容といたしまして、農業・ものづくり担い手奨学基金積立金は、産業分野における人材育成を目的とする定額運用基金を造成するために６００万円の補正、産地づくり推進事業費は、生産調整超過達成奨励事業費などの実績見込みにより６１５万円の補正、特別会計予算の補正に伴い、農業集落排水事業特別会計繰出金は４４９万５千円の補正、県営土地改良事業費負担金は、担い手育成基盤整備事業費等の確定により３００万円の減額補正であります。

３４ページを飛ばしまして３５ページをご覧いただきたいと思います。

７款商工費は、１，９５３万４千円の補正であります。

主な内容といたしまして、中小企業振興資金保証制度保証料補給金は、制度改正及び申請件数の実績見込みにより２，６５４万４千円の補正、全国花火競技大会振興基金積立金は、商工会議所からの寄附金及び利子分として３０３万７千円を積み立てるものであります。

次に、３６ページになります。

８款土木費は、２億４１万５千円の減額補正であります。

主な内容といたしまして、各事業費の確定により、道路新設改良費は６，３７０万４千円を、地方道路交付金事業費のうち、黒森山線は１，１６３万３千円を、同じく中仙４号線は１，０７８万３千円を、地方特定道路整備事業費（宮林線）は１，９８３万７千円を、それぞれ減額補正するものであります。

また、各特別会計予算の補正に伴い、土地区画整理事業特別会計繰出金は１，５７６万２千円の減額補正、３８ページに入りますが、宅地造成事業特別会計繰出金は１，３４７万４千円の補正、公共下水道事業特別会計繰出金は６，５６０万９千円の減額補正、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金は４０１万８千円の補正であります。

次に、９款消防費は、９１８万７千円の補正であります。

主な内容といたしまして、大曲仙北広域市町村圏組合負担金は、広域消防における西分署整備事業などに係る負担金として１，３８４万９千円の補正、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）導入事業費は、事業費の確定に伴い５０３万１千円の減額補正であります。

40ページになります。

10款教育費は、2,339万4千円の減額補正であります。

主な内容といたしまして、学校給食事業特別会計繰出金は182万2千円の補正、小学校施設冷房化事業費は、事業費の確定に伴い740万2千円の減額補正、幼保一体型施設建設事業費は1,846万8千円の減額補正、中央公民館照明設備更新事業費は1,043万3千円の減額補正であります。また、スキー場事業特別会計繰出金は966万円を補正するものであります。

42ページになります。

11款災害復旧費は、2,295万3千円の減額補正であります。

主な内容といたしまして、事業費の確定により、大曲、西仙北、協和、南外地域の土木施設災害復旧事業費（補助分）は2,361万2千円の減額補正、神岡地域の公園施設災害復旧事業費（補助分）は、補助災害に採択されたことに伴い1,078万8千円の補正であります。これに伴いまして、市単独分で措置しておりました保健体育施設災害復旧事業費は644万8千円の減額補正であります。

12款公債費は、7,412万8千円の減額補正であります。このうち、長期債元金償還金は、借り換えを予定しているもののうち、一部につきまして償還日が平成20年9月に変更になったため減額するものであります。

44ページになります。

13款諸支出金は、土地開発基金積立金として、利子分38万9千円の補正であります。

以上が一般会計であります。

次に、49ページをご覧くださいと思います。

議案第66号、平成19年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、事業勘定及び診療所勘定の補正をするものであります。

事業勘定は、一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養給付費などの実績見込みに伴う補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億215万5千円を追加し、補正後の予算総額を101億6,854万8千円とするものであります。

診療所勘定は、診療収入などの実績見込みに基づく歳入の組み替えと財政調整基金積立金の補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6万円を追加し、補正後の予算総額を1億6,053万3千円とするものであります。

はじめに、事業勘定についてご説明します。

56ページになります。

主な内容といたしまして、歳入3款国庫支出金は、療養給付費負担金、財政調整交付金及び特別調整交付金として1億3,140万4千円の補正。

4款療養給付費交付金は、5,009万4千円の補正。

8款繰入金は、財政調整基金繰入金及び財政安定化支援繰入金などの一般会計繰入金として9,474万4千円の補正であります。

58ページになります。

歳出1款総務費は、管理事務費として291万6千円の補正。

2款保険給付費は、実績見込みに基づく一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養給付費などとして2億9,238万4千円の補正であります。

60ページになります。

8款諸支出金は、過年度医療費の確定に伴う国庫負担金の返戻金として685万5千円の補正であります。

次に、66ページになります。

診療所勘定についてご説明申し上げます。

主な内容といたしまして、歳入1款診療収入は、実績見込みに伴う外来収入として1,986万7千円の減額補正。

4款財産収入は、国保財政調整基金利子として6万円の補正。

6款繰越金は、前年度繰越金として2,055万2千円の補正であります。

歳出4款財産費は、国保財政調整基金利子の積立金として6万円の補正であります。

69ページになります。

次に、議案第67号、平成19年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第3号）は、医療給付費及び医療支給費などの実績見込みに基づく補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億4,879万2千円を追加し、補正後の予算総額を102億8,138万円とするものであります。

74ページになります。

歳入1款支払基金交付金は、医療費交付金として3億8,433万2千円の補正。

2款国庫支出金は、医療費負担金として2億4,114万4千円の補正。

3款県支出金は、医療費負担金として6,028万6千円の補正。

4 款繰入金は、一般会計繰入金として 6, 3 0 3 万円の補正であります。

歳出 1 款総務費は、老人保健事務費及び医療給付事務費として 2 7 4 万 2 千円の補正であります。

7 6 ページになります。

2 款医療諸費は、医療給付費及び医療支給費として 7 億 4, 6 0 5 万円の補正であります。

次に、7 7 ページになります。

議案第 6 8 号、平成 1 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、事業費の実績見込みに基づく補正や公債費の補正、継続費の変更及び繰越明許費の設定並びに債務負担行為の設定に係る補正であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 2 億 3 5 0 万 1 千円を減額し、補正後の予算総額を 2 4 億 1, 1 2 2 万円とするものであります。

8 0 ページをご覧くださいと思います。

継続費につきましては、住宅市街地総合整備事業費の契約実績に基づき、総額及び年割額について補正するものであり、総額を 1 1 億 2, 2 7 6 万 6 千円、平成 1 9 年度年割額を 2 億 2, 1 8 8 万円、平成 2 0 年度年割額を 9 億 8 8 万 6 千円とするものであります。

また、繰越明許費につきましては、大曲駅前第二地区土地区画整理事業費の補助分について、大曲駅構内中通こ道橋新設工事費負担金などに繰り越しする必要があることから 4 億 5, 2 0 0 万円を設定するものであります。

8 2 ページになります。

債務負担行為につきましては、大曲駅構内中通こ道橋新設工事費負担金について設定するものであり、期間を平成 1 9 年から平成 2 1 年度までとし、限度額を 1 3 億 2, 7 6 8 万 7 千円とするものであります。

8 6 ページになります。

歳入 1 款国庫支出金は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業費補助金として 1 6 6 万円の減額補正。

2 款県支出金は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業費補助金として 6 4 7 万 9 千円の減額補正。

3 款繰入金は、一般会計繰入金として 1, 5 7 6 万 2 千円の減額補正。

4 款市債は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業債及び住宅市街地総合整備事業債として1億7,960万円の減額補正であります。

歳出1 款事業費は、実績見込みに基づき、大曲駅前第二地区土地区画整理事業費の単独分及び住宅市街地総合整備事業費などとして1億8,936万9千円の減額補正であります。

88 ページ、次のページになります。

2 款公債費は、償還額の確定による長期債元金償還金及び長期債利子償還金として1,413万2千円の減額補正であります。

93 ページをご覧くださいと思います。

議案第69号、平成19年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）は、学校給食総合センター管理運営費及び公債費についての補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ220万7千円を追加し、補正後の予算総額を9億8,451万円とするものであります。

98 ページになります。

歳入1 款繰入金は、一般会計繰入金として182万2千円の補正。

3 款繰越金は、前年度繰越金として38万5千円の補正であります。

歳出1 款給食事業費は、管理及び運営費として390万6千円の補正であります。

100 ページになります。

2 款公債費は、償還額の確定による長期債利子償還金として169万9千円の減額補正であります。

次のページになります。101 ページになります。

議案第70号、平成19年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、奨学資金貸付金の実績見込みによる補正及び奨学基金積立金の補正であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ905万5千円を減額し、補正後の予算総額を3,603万8千円とするものであります。

106 ページになります。

歳入1 款財産収入は、奨学基金預金利子として4万9千円の補正。

2 款寄附金は、27万5千円の補正。

3 款繰入金は、奨学基金繰入金として937万9千円の減額補正であります。

歳出1 款奨学資金事業費は、奨学資金貸付金及び奨学基金積立金として905万5千

円の減額補正であります。

次に、１０９ページになります。

議案第７１号、平成１９年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第３号）は、払田地区土地売払収入の減見込み及び木売沢地区宅地造成事業費の一部繰上償還などに伴う補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ２２７万２千円を追加し、補正後の予算総額を２億８，２４２万６千円とするものであります。

１１４ページになります。

主な内容といたしまして、歳入１款財産収入は、払田地区及び木売沢地区の土地売払収入として１，１３６万６千円の減額補正。

２款繰入金は、一般会計繰入金として１，３４７万４千円の補正。

歳出１款事業費は、払田地区宅地造成事業費の財源振替及び木売沢地区宅地造成事業費などとして２４３万１千円の補正であります。

次のページになります。

２款公債費は、償還額の確定による長期債利子償還金として１５万９千円の減額補正であります。

１１７ページになります。

議案第７２号、平成１９年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第７号）は、簡易水道事業費の実績見込みによる補正及び公債費などの補正並びに継続費の変更についての補正であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ８，６３６万２千円を減額し、補正後の予算総額を２５億８，８８９万円とするものであります。

１２０ページになります。

継続費につきましては、大沢郷地区簡易水道施設整備事業費の契約実績により、総額及び年割額について補正するものであり、総額を２０億２，７２３万５千円に、年割額を平成１９年度は４億３，６０１万５千円に、平成２０年度は５億５，４３２万３千円に、平成２１年度は４億２，５６８万４千円に、平成２２年度は２億５，１８９万３千円に、平成２３年度は３億５，９３２万円に、それぞれ補正するものであります。

１２４ページになります。

主な内容といたしまして、歳入２款使用料及び手数料は、水道使用料及び水道手数料として１，１６９万円の減額補正。

３款国庫支出金は、簡易水道等施設整備費補助金として１，９５９万９千円の減額補

正。

5 款繰入金は、一般会計繰入金として 3 0 2 万 5 千円の補正。

7 款諸収入は、水道管移設工事費委託金及び簡易水道事業消費税還付金として 6 5 3 万 3 千円の減額補正。

8 款市債は、簡易水道整備事業債として 5 , 2 7 0 万円の減額補正であります。

1 2 6 ページになります。

歳出 1 款総務費は、一般管理費及び簡易水道事業基金積立金として 8 0 6 万 4 千円の減額補正。

2 款事業費は、実績見込みにより簡易水道事業費について 7 , 3 8 0 万円の減額補正であります。

1 2 8 ページになります。

3 款公債費は、償還額の確定により、長期債利子償還金について 4 4 9 万 8 千円の減額補正であります。

1 3 1 ページになります。

議案第 7 3 号、平成 1 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、下水道事業費の実績見込みによる補正や公債費などの補正及び繰越明許費の設定並びに債務負担行為の設定についての補正であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 4 , 7 7 9 万 4 千円を減額し、補正後の予算総額を 2 1 億 2 4 0 万 5 千円とするものであります。

1 3 4 ページになります。

繰越明許費につきましては、流域下水道事業費負担金について繰り越す必要が生じたことから 2 , 1 9 5 万 7 千円を設定するものであります。

また、債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金利子補給費の平成 1 9 年度資金分について設定するものであり、期間を平成 2 0 年度から平成 2 4 年度までとし、限度額を 2 2 万 7 千円とするものであります。

1 3 9 ページになります。

主な内容といたしまして、歳入 4 款繰入金は、一般会計繰入金として 6 , 5 6 0 万 9 千円の減額補正。

7 款市債は、下水道事業債の借換債及び特別措置分などとして 1 , 8 6 0 万円の補正であります。

140ページになります。

歳出1款総務費は、下水道維持管理費について1,178万3千円の減額補正。

2款事業費は、実績見込みにより公共下水道事業費の単独分及び流域下水道事業費などについて571万6千円の減額補正であります。

142ページになります。

3款公債費は、償還額の確定により長期債元金償還金及び長期債利子償還金について3,029万5千円の減額補正であります。

145ページになります。

議案第74号、平成19年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、下水道事業費の実績見込みによる補正や公債費などの補正及び繰越明許費の設定についての補正であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ565万7千円を減額し、補正後の予算総額を7億2,037万3千円とするものであります。

148ページになります。

繰越明許費につきましては、南外処理区下水道事業費の補助分及び単独分について繰り越しする必要が生じたことから、補助分で2,812万円、単独分で2,563万4千円を設定するものであります。

152ページになります。

主な内容といたしまして、歳入4款繰入金は、一般会計繰入金として401万8千円の補正。

7款市債は、特定環境保全公共下水道事業債の借換債及び特別措置分などとして1,030万円の減額補正であります。

歳出1款総務費は、下水道維持管理費として88万7千円の補正であります。

154ページになります。

2款事業費は、実績見込みにより、特定環境保全公共下水道事業費の補助分及び単独分について730万円の補正であります。

3款公債費は、償還額の確定により、長期債元金償還金及び長期債利子償還金について1,384万4千円の減額補正であります。

157ページになります。

次に、議案第75号、平成19年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、浄化槽維持管理費及び浄化槽市町村整備推進事業費の実績見込みに基

づく補正や債務負担行為の設定についてなどの補正であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ669万8千円を減額し、補正後の予算総額を4,823万5千円とするものであります。

160ページになります。

債務負担行為につきましては、特定地域生活排水処理事業資金融資幹旋利子補給金の平成19年度資金分について設定するものであり、期間を平成20年度から平成24年度までとし、限度額を8万円とするものであります。

164ページになります。

主な内容といたしまして、歳入1款分担金及び負担金は、浄化槽整備費に係る受益者分担金として101万2千円の補正。

4款繰入金は、一般会計繰入金として310万7千円の減額補正。

7款市債は、特定地域生活排水処理事業債として450万円の減額補正であります。

歳出1款総務費は、浄化槽維持管理費及び水洗便所改造資金融資幹旋利子補給補助金として72万2千円の減額補正であります。

166ページになります。

2款事業費は、実績見込みにより、浄化槽市町村整備推進事業費について597万6千円の減額補正。

3款公債費は、財源振り替えに伴う補正であります。

171ページになります。

次に、議案第76号、平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、農業集落排水事業費の実績見込みによる補正や公債費などの補正及び債務負担行為の設定についての補正であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ8,560万4千円を減額し、補正後の予算総額を27億2,410万7千円とするものであります。

174ページになります。

債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金利子補給費の平成19年度資金分について設定するものであり、期間を平成20年度から平成24年度までとし、限度額を13万7千円とするものであります。

178ページになります。

主な内容といたしまして、歳入1款分担金及び負担金は、農業集落排水受益者分担金として、1,016万円の減額補正。

3 款県支出金は、農業集落排水事業費県補助金として 1, 3 1 3 万円の減額補正。

4 款繰入金は、一般会計繰入金として 4 4 9 万 5 千円の補正。

6 款諸収入は、中仙地区簡易水道共同施行負担金として 8 3 7 万 4 千円の減額補正。

7 款市債は、農業集落排水事業債及び借換債として 5, 9 3 0 万円の減額補正であります。

1 8 0 ページになります。

歳出 1 款総務費は、農業集落排水事業費補助金及び農業集落排水事業債償還基金積立金として 1 3 万 5 千円の減額補正であります。

2 款事業費は、実績見込みにより、農業集落排水事業費の補助分及び単独分として 7, 3 4 5 万 6 千円の減額補正であります。

1 8 2 ページになります。

3 款公債費は、償還額の確定により、長期債元金償還金及び長期債利子償還金について 1, 2 0 1 万 3 千円の減額補正であります。

1 8 5 ページになります。

次に、議案第 7 7 号、平成 1 9 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は、サービス収入の減見込み及び一般管理費の実績見込みに基づく補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 2 8 万 8 千円を追加し、補正後の予算総額を 8 億 4, 5 4 5 万 1 千円とするものであります。

1 9 0 ページになります。

歳入 1 款サービス収入は、居宅介護サービス費収入及び施設介護サービス費収入並びに自己負担金収入など 1, 6 3 7 万 7 千円の減額補正であります。

4 款繰入金は、一般会計繰入金として 1, 9 6 6 万 5 千円の補正であります。

1 9 2 ページになります。

歳出 1 款総務費は、一般管理費として 3 2 8 万 8 千円の補正であります。

次に、1 9 3 ページになります。

議案第 7 8 号、平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第 3 号）は、サービス収入の減見込みにより 1, 0 3 3 万 3 千円を減額し、一般会計繰入金を 1, 0 3 3 万 3 千円増額する歳入の組替補正であります。

1 9 7 ページになります。

次に、議案第 7 9 号、平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）

は、大曲・協和スキー場リフト使用料などの減見込み及び運営費等の実績見込みによる補正であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ１１４万１千円を減額し、補正後の予算総額を５，４３９万２千円とするものであります。

２０２ページをご覧いただきたいと思います。

歳出１款使用料及び手数料は、スキーリフト運賃など８３１万６千円の減額補正。

３款繰入金は、一般会計繰入金として９６６万円の補正。

４款諸収入は、売店及び食堂収入など２４８万５千円の減額補正であります。

歳出２款事業費は、スキー場運営費及びリフト運転費として１１４万１千円の減額補正であります。

２０５ページになります。

次に、議案第８０号、平成１９年度大仙市大沢郷財産区特別会計補正予算（第１号）は、大沢郷財産区の廃止に伴う余剰金の処分に係る繰出金などの補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ７１万３千円を追加し、補正後の予算総額を９９万６千円とするものであります。

２１０ページになります。

歳入２款繰越金は、前年度繰越金として７１万３千円の補正であります。

歳出１款管理会費は、財産区管理会費として１６万６千円の減額補正であります。

次のページになります。

４款諸支出金は、一般会計への繰出金として８７万９千円の補正であります。

以上、提出議案につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第８２、議案第８１号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君）【登壇】 それでは、補正予算書の２１５ページをお願いいたします。

議案第８１号、平成１９年度大仙市上水道事業会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

去る１月の臨時議会において補償金免除繰上償還について、減債積立金及び損益勘定留保資金を財源として一括繰上償還を予定し、ご承認いただきましたが、その後、国よ

り、公営企業金融公庫資金については借換債で対応するよう通知があり、当該資金繰上償還予定額 3, 530 万円の償還財源として借り換えを行うこととし、第 4 条において企業債に借換債を追加しております。

また、建設改良事業におきましては、内小友地区の 2 件の配水管布設工事が地域住民との協議の結果、加入者が思った以上に見込まれなかったため中止するとともに、大曲西根地区の配水管移設工事についても道路改良工事の中止に伴い取りやめ、工事費並びに負担金を減額するものであります。

これにより、第 3 条において、平成 19 年度大仙市上水道事業会計予算第 4 条に定めた本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 5, 029 万 9 千円は、過年度分損益勘定留保資金 5, 096 万 3 千円、当年度分損益勘定留保資金 8, 847 万 7 千円、減債積立金 2 億円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 085 万 9 千円で補てんするものとする。」と改め、収入の第 1 款資本的収入第 1 項工事負担金を 400 万円減額し 4, 814 万 3 千円とし、第 3 項企業債を 3, 530 万円増額し 8, 530 万円とし、収入の総額を 1 億 3, 569 万 3 千円とするものであります。

また、支出の第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費を 6, 500 万円減額し、支出の総額を 4 億 8, 599 万 2 千円とするものであります。

なお、前後しますが、第 2 条収益的支出においては、決算見込みにより収支を精査したところ、消費税納税予定額が不足することから、支出第 1 款上水道事業費用第 2 項営業外費用を 508 万 2 千円増額し、支出の総額を 7 億 3, 097 万 4 千円とするものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第 83、議案第 82 号から日程第 106、議案第 105 号までの 24 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米副市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第 82 号、平成 20 年度大仙市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 412 億 7, 121 万 4 千円で、

前年度当初予算に比べ１５億１，７４８万６千円の減、率にして３．５％減となっております。

なお、（仮称）新仙北体育館建設事業について継続費の設定をお願いするものであり、また、債務負担行為では農業経営基盤強化資金等利子補給費ほか２件について設定をお願いするものであります。

一般会計の歳入における財源別状況は、市税などの自主財源が１１４億４，６１４万９千円、構成比は２７．７％で前年度より０．３ポイント増となっております。

また、地方交付税、市債などの依存財源は２９８億２，５０６万５千円、構成比は７２．３％であります。

また、歳出における性質別状況は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が１９４億５，４２５万６千円で、その構成比は４７．２％となっております。そのほか、補助費等は６９億４７４万５千円で、その構成比は１６．７％、対前年度比２５．４％の増となっております。

投資的経費は４３億６，４６０万６千円で、その構成比は１０．６％となり、対前年度比では２４．３％の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、事項別明細書により歳入から順にご説明申し上げます。

当初予算書の１９ページをお願いしたいと思います。

１款市税につきましては、１９年度当初と比較し０．４％増の８１億６，３９１万２千円を計上しております。

主な項目としては、現年課税分の個人市民税が２７億８，２５２万６千円、法人市民税が６億５，７５０万６千円、固定資産税が３８億２，３８０万９千円の計上であります。

２款地方譲与税は、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税について、地方財政計画などを勘案し、前年度当初比較１．０％増の９億７，３５２万４千円を計上しております。

３款利子割交付金は、地方財政計画及び前年度決算見込額を勘案しまして２，８９３万６千円としております。

４款配当割交付金は、地方財政計画をもとに１，３０６万４千円を計上しております。

５款株式等譲渡所得割交付金は、地方財政計画をもとに１，２６０万５千円を計上しております。

6 款地方消費税交付金は、地方財政計画及び前年度決算見込額をもとに前年度当初比較 1. 0 %減の 8 億 9, 7 8 8 万 4 千円を計上しております。

7 款ゴルフ場利用税交付金は、大曲地域 1 カ所と協和地域 3 カ所の 4 ゴルフ場分で 1, 8 2 3 万 7 千円を計上しております。

8 款自動車取得税交付金は、地方財政計画及び前年度決算見込額をもとに、前年度当初比較 4. 8 %増の 3 億 2, 0 8 1 万 6 千円を計上しております。

9 款地方特例交付金は、地方財政計画及び前年度決算額を勘案し、前年度当初比較 6. 7 %増の 8, 2 2 2 万 4 千円を計上しております。

1 0 款地方交付税については、前年度当初比較 0. 3 %減の 1 7 9 億 7, 3 9 4 万 8 千円を計上しております。

普通交付税については、当初予算比較で 0. 8 %増、1 9 年度の実績比較では 3. 8 %減の 1 6 8 億 3, 0 9 0 万 1 千円を計上しております。

また、特別交付税については合併支援分が終了したことなどを勘案しまして、当初予算比較 1 4. 2 %減の 1 1 億 4, 3 0 4 万 7 千円を計上しております。

1 1 款交通安全対策特別交付金は、対前年比 1 3. 4 %減の 2, 1 7 8 万 4 千円を計上しております。

1 2 款分担金及び負担金は、対前年度比 1. 4 %減の 3 億 8, 8 4 6 万円を計上しております。

主な内容といたしましては、農林水産業費分担金が 3, 6 5 1 万 3 千円、保育所保育料負担金など民生費負担金が 3 億 1, 8 0 4 万 3 千円であります。

1 3 款使用料及び手数料は、対前年度比 4. 1 %増の 5 億 4, 1 3 8 万 9 千円を計上しております。

主な内容といたしましては、市民ゴルフ場、市営住宅使用料などの土木使用料が 2 億 1, 0 9 5 万 8 千円、幼稚園使用料、各社会教育施設など教育使用料が 6, 0 2 0 万 2 千円、また、手数料は戸籍、諸証明手数料、一般廃棄物処理手数料など 1 億 7, 6 7 8 万 5 千円であります。

1 4 款国庫支出金は、対前年度比 0. 7 %減の 2 9 億 3 1 3 万 7 千円を計上しております。

主な内容といたしまして、保育所運営費負担金、生活保護費負担金など民生費国庫負担金が 2 1 億 3, 4 4 2 万 4 千円、まちづくり交付金事業費補助金、地域住宅交付金事

業費補助金などの土木費国庫補助金が４億６，２００万３千円、文化財保存事業費補助金などの教育費国庫補助金が１億２，３４１万４千円、委託金は国民年金事務委託金など２，８６０万３千円であります。

次に、１５款県支出金は、対前年度比３．８％減の２５億１，９８３万３千円を計上しております。

主な内容といたしまして、保育所運営費負担金、保険基盤安定負担金など民生費県負担金が９億１，７８８万６千円、総務費県補助金は合併支援補助金など３億７，９２０万５千円、すこやか子育て支援事業費補助金、医療給付費補助金などの民生費県補助金は４億６，４６７万２千円、農林水産業費県補助金は、農村総合整備統合補助事業費補助金など３億３，２０２万５千円、委託金は、県民税徴収交付金や、ほ場整備換地事業費委託金など３億７，１１２万７千円であります。

１６款財産収入は、土地貸付収入など対前年度比４．４％減の４，７５０万９千円を計上しております。

１７款寄附金は、存置項目として１千円であります。

１８款繰入金は、対前年度比４３．４％減の６億２，５０１万３千円であります。

財政調整基金繰入金が５億７，０００万円、教育文化基金繰入金が２，１５０万円などであります。

１９款繰越金は、前年度繰越金として４億５，０００万円を計上しております。

２０款諸収入は、対前年度比１５．２％増の１２億２，９８６万５千円を計上しております。

主な内容といたしまして、法人へ移行する介護保険施設及び保育所貸付金元利収入などの貸付金元利収入は７億１，０４３万７千円、介護予防事業受託費など受託事業収入は２億６４１万５千円、検診納付金、市町村振興助成金など雑入は３億５９４万６千円であります。

２１款市債は、対前年度比２１．２％減の４０億５，９０７万３千円を計上しております。

主な項目として、道路橋りょう債や都市計画債などの土木債は８億５，３７０万円、教育債は、統合小学校整備事業債や幼保一体型施設建設事業債などに５億８０万円、交付税の不足額の補てん措置として臨時財政対策債に１２億５，７４７万３千円を計上しております。

次に、歳出について順に申し上げます。

予算書の４９ページであります。

１款議会費は３億１，３１３万円で、前年度当初と比べまして３．９％増となっております。

議会費における主な経費といたしましては、議員報酬、期末手当及び共済費、議会活動費、議会管理費などを計上しております。

２款総務費は４６億６，９０４万９千円で、前年度当初と比べて４．５％減であります。

総務費における主な経費といたしましては、移動通信用鉄塔施設整備事業費、新規事業として韓国唐津郡青少年年交流事業費、国際アジア民俗学会関連事業費、地域公共交通システム運行事業費、ふるさと納税制度関連経費、小規模集落コミュニティ対策事業費のほか、首都圏等ふるさと会関係経費、地域振興事業費（地域枠）など所要額を計上いたしております。

３款民生費は１０１億８，７７６万８千円で、前年度当初と比べて３．０％増となっております。

民生費における主な経費といたしましては、市の子育て支援策の柱である、すこやか子育て手当支給事業費のほか、福祉医療扶助費（拡大分）、新規事業として大曲乳児保育園建設費補助金及び貸付金、新設する法人立介護保険施設及び保育所に対する補助金、寄附金及び貸付金、また、放課後児童対策として、新たに大曲地域の大川西根・四ツ屋地区において、放課後児童クラブを設置する経費などを計上しております。

４款衛生費は、前年度当初と比べて３．７％増の４７億１，７６１万円を計上しております。

衛生費における主な経費といたしましては、母子保健推進費、各種検診事業などを実施するための保健事業費、自殺予防対策費、浄化槽設置整備事業費補助金、ごみ収集関係費、また、新規事業といたしましては、後期高齢者医療費などの経費を計上いたしております。

５款労働費は１億６，３７７万２千円で、前年度当初と比べて２．２％増であります。

労働費における主な経費といたしましては、出稼対策費やシルバー人材センター運営費補助金のほか大仙市雇用助成金などの経費を計上しております。

６款農林水産業費は２７億４，３４４万７千円で、前年度当初と比べて１．７％の減

であります。

農林水産業費における主な経費といたしましては、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費や農地・水・環境保全向上対策事業費のほか、新規事業として農林水産業功労者表彰費、産地づくり推進事業費における戦略的担い手経営安定推進事業、燃料菜の花作付け拡大推進事業などを計上しております。このほか、基幹産業である農業の振興のための所要経費を計上しているほか、畜産業、林業支援経費、水産業振興経費についても所要額を計上しております。

次に、7款商工費は10億4,716万6千円で、前年度当初と比べて7.8%減であります。

商工費における主な経費といたしましては、企業誘致対策費、商業の活性化を支援する経費のほか、新規事業として中心市街地活性化対策事業費、花火伝統文化継承事業費、温泉施設管理運営支援事業費などを計上しており、また、第三セクター安定経営確立のための支援策として大仙市第三セクター運営資金貸付金などの経費を計上しております。

次に、8款土木費は44億7,040万2千円で、前年度当初と比べて4.4%減であります。

土木費では地方道路交付金事業費、地方特定道路整備事業費、市単独道路新設改良及び維持管理経費を計上しているほか、大曲、神岡、中仙、協和各地域のまちづくり交付金事業費などを計上しており、また、今年度より本工事にとりかかります西仙北地域の北の沢市営住宅、（仮称）新仙北体育館建設にかかわる事業費などの所要額を計上しております。

なお、除雪対策費については、車両修繕料など所要額の計上であり、今後9月定例市議会で通年ベースで必要な経費を補正計上する予定であります。

次に、9款消防費は16億6,872万8千円で、前年度当初と比べて8.6%増であります。

消防費における主な経費といたしましては、消防施設維持管理費、消防施設設備整備費のほか、新規事業として防災ハザードマップ作成費、大仙市で開催される総合防災訓練費、北海道・東北ブロック緊急消防援助隊合同訓練関係費などを計上しております。

次に、10款教育費は48億7,720万9千円で、前年度当初に比べて20.4%減であります。これは、協和地域の統合小学校建設や中仙地域の八乙女交流センター建築にかかわる事業費の減、国民体育大会実行委員会負担金、小学校施設冷房化事業費の

終了などにより大幅に減となったものであります。

教育費における主なソフト事業にかかわる経費といたしましては、幼稚園・学校生活において様々な課題を持つ幼児・児童生徒を支援する生活支援員等の継続配置のための経費や、芸術文化振興などの生涯学習推進費、文化財保護経費、各種スポーツ振興のための経費などのほかに、新たに小学校及び幼稚園の遊具整備事業費、大曲南・北幼稚園の法人移行に伴う関連経費などを計上しております。

次に、１１款災害復旧費は４，２２１万６千円で、前年度当初と比べて４４．３％減であり、補助分の土木施設災害復旧事業費は４，０００万円を計上しております。

次に、公債費は６２億９，０７１万７千円で、前年度当初と比べて４．２％減で計上しております。

１３款諸支出金は、大仙市土地開発公社に対する貸付金３，０００万円を計上しております。

１４款予備費は、前年同額の５，０００万円を計上しております。

以上が一般会計の概要であります。

○議長（大坂義徳君） 申し上げます。ただいま予算案の説明中ではありますが、この際、暫時休憩いたしたいと思っております。本会議は午後２時１５分より再開したいと思っております。

午後 ２時０１分 休 憩

午後 ２時１５分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、予算案の提案理由の説明を求めます。久米副市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 それでは、平成２０年度各特別会計の予算について、ご説明申し上げます。

予算書の１７４ページでございます。

議案第８３号、平成２０年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算は、事業勘定で歳入歳出それぞれ９４億６，０１９万５千円、診療所勘定で歳入歳出それぞれ１億５，６４４万１千円、歯科診療所勘定で歳入歳出それぞれ６，０３７万８千円であります。

事業勘定の主な項目といたしまして、歳入１款国民健康保険税は、後期高齢者支援金分をはじめ２８億１，０３８万２千円、３款国庫支出金は療養給付費負担金、特定健康

診査等負担金、財政調整交付金など24億9,486万1千円、5款前期高齢者交付金は18億1,935万4千円、9款繰入金は財政調整基金及び一般会計繰入金として5億7,343万4千円を計上しております。

歳出2款保険給付費は61億271万2千円、3款後期高齢者支援金等は10億7,558万9千円、6款介護納付金は6億3,558万7千円、7款共同事業拠出金は11億6,089万4千円、8款保健事業費は1億1,374万6千円を計上しております。

診療所勘定の主な項目といたしまして、歳入1款診療収入は1億2,376万円、5款繰入金は、一般会計繰入金など3,120万6千円を計上しております。

歳出1款総務費は、一般管理費事務費など1億1,945万1千円、2款医業費は1,896万2千円を計上しております。

歯科診療所勘定の主な項目といたしまして、歳入1款診療収入は3,000万円、4款繰入金は、一般会計繰入金として3,036万7千円を計上しております。

歳出1款総務費は、一般管理費事務費など4,759万7千円、2款医業費は854万9千円を計上しております。

次に、248ページをお願いします。

議案第84号、平成20年度大仙市老人保健特別会計予算は、歳入歳出それぞれ9億6,734万円であります。前年度比84億9,999万5千円の減となっておりますが、これは制度改正により後期高齢者医療制度へ移行したことによるものであります。

主な項目といたしまして、歳入1款支払基金交付金は5億106万4千円、2款国庫支出金は3億910万5千円、3款県支出金は7,727万6千円、4款繰入金は一般会計繰入金として7,989万3千円を計上しております。

歳出1款総務費は、老人保健事務費及び医療給付事務費として261万6千円、2款医療諸費は、医療給付費などとして9億6,472万2千円を計上しております。

次に、当初予算書の266ページをお願いします。

議案第85号、平成20年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ9億5,899万4千円であります。平成20年4月から75歳以上の方を対象とする医療保険制度「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、新設されたものであります。

主な項目といたしまして、歳入1款後期高齢者医療保険料は6億7,704万2千円、3款繰入金は、一般会計繰入金として2億8,194万5千円を計上しております。

歳出１款総務費は７，１９４万２千円、２款後期高齢者医療広域連合納付金は８億８，７０５万円を計上しております。

次に、２８３ページをお願いします。

議案第８６号、平成２０年度大仙市土地取得特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１，７１５万２千円であります。

歳入１款繰入金は、一般会計繰入金として１，７１５万２千円、歳出１款公債費は、同じく１，７１５万２千円を計上しております。

次に、２９１ページをお願いします。

議案第８７号、平成２０年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ２億３，５６６万１千円であります。

主な項目といたしまして、歳入１款国庫支出金は７億６，０４７万４千円、３款繰入金是一般会計からの繰入金として６億５７３万６千円、４款市債は８億６，６７０万円を計上しております。

歳出１款事業費は、補助分、単独分及び住宅市街地総合整備事業費など、合わせて１億７，３００万４千円、２款公債費は４億６，２６５万７千円を計上しております。

次に、３１１ページをお願いします。

議案第８８号、平成２０年度大仙市学校給食事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ９億６，５０９万４千円であります。

主な項目といたしまして、歳入２款繰入金は、一般会計繰入金として５億７，８１０万１千円、３款諸収入は、給食費納付金など３億８，６９９万１千円を計上しております。

歳出１款給食事業費は、給食材料費、調理運搬業務委託経費などで８億５，３１５万１千円、２款公債費は１億９９４万３千円を計上しております。

３３０ページをお願いします。

議案第８９号、平成２０年度大仙市奨学資金特別会計予算は、歳入歳出それぞれ３，９８１万３千円であります。

主な項目といたしまして、歳入３款繰入金は、奨学基金からの繰入金として８８０万円、５款諸収入は、奨学資金貸付金の元金償還分として３，１０１万円を計上しております。

歳出１款奨学資金事業費は、奨学資金貸付金及び事務費などとして３，９８１万３千

円を計上しております。

次に、３３９ページをお願いします。

議案第９０号、平成２０年度大仙市宅地造成事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ４，６４６万２千円であります。

主な項目といたしまして、歳入１款財産収入は、土地売却収入として２，７２１万２千円、２款繰入金は、一般会計繰入金として１，９２５万円を計上しております。

歳出１款事業費は、宅地造成事業費として払田地区、小種地区、木売沢地区、下川原地区、強首地区、合わせて４，６３６万２千円を計上しております。

次に、３４９ページをお願いします。

議案第９１号、平成２０年度大仙市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ２３億６７４万円であります。

主な項目といたしまして、歳入１款分担金及び負担金は、給水工事費負担金などとして２，１６７万１千円、２款使用料及び手数料は、水道使用料などとして３億８，８７３万６千円、３款国庫支出金は、簡易水道等施設整備費補助金として、４億５，１３４万４千円、５款繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金として５億５，７００万２千円、８款市債は８億８，０１０万円を計上しております。

歳出１款総務費は、一般管理費などとして２億４，９１６万円、２款事業費は、簡易水道事業費として、神岡、西仙北、中仙、協和、南外、仙北地域を合わせて１３億５，５５０万７千円、３款公債費は６億９，７０７万３千円を計上しております。

次に、３７１ページをお願いします。

議案第９２号、平成２０年度大仙市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１６億６，９４８万９千円であります。

主な項目といたしまして、歳入２款使用料及び手数料は、下水道使用料などとして２億５，０９９万８千円、３款国庫支出金は、公共下水道事業費補助金で１億７，７５０万円、４款繰入金は、一般会計繰入金として５億７，０２０万５千円、７款市債は５億８，２５０万円を計上しております。

歳出１款総務費は、下水道維持管理費など３億５３８万８千円、２款事業費は、下水道事業費として、大曲地域、神岡地域及び流域下水道事業費負担金で、合わせて５億４，６９９万５千円、３款公債費は８億１，４１０万６千円を計上しております。

次に、３９３ページをお願いします。

議案第93号、平成20年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ9億1,801万8千円であります。

主な項目といたしまして、歳入2款使用料及び手数料は、下水道使用料などとして8,606万5千円、3款国庫支出金は、特定環境保全公共下水道事業費補助金で8,300万円、4款繰入金は、一般会計繰入金として3億5,292万8千円、7款市債は3億8,460万円を計上しております。

歳出1款総務費は、下水道維持管理費などとして1億3,868万4千円、2款事業費は、特定環境保全公共下水道事業費として、中仙地域、南外地域を合わせて3億5,116万4千円、3款公債費は4億2,717万円を計上しております。

次に、415ページをお願いします。

議案第94号、平成20年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4,023万1千円であります。

主な項目といたしまして、歳入2款使用料及び手数料は、浄化槽使用料などとして1,352万1千円、4款繰入金は、一般会計繰入金として1,442万3千円、7款市債は880万円を計上しております。

歳出1款総務費は、浄化槽維持管理費など1,383万3千円、2款事業費は、浄化槽整備事業費として、西仙北地域、協和地域、合わせて1,831万2千円、3款公債費は758万6千円を計上しております。

次に、436ページをお願いします。

議案第95号、平成20年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ19億6,549万5千円であります。

主な項目といたしまして、歳入2款使用料及び手数料は、農業集落排水使用料など1億2,963万5千円、3款県支出金は、農業集落排水事業費県補助金で5億2,599万円、4款繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金として6億3,421万1千円、7款市債は6億4,910万円を計上しております。

歳出1款総務費は、農業集落排水維持管理費及び農業集落排水事業債償還基金積立金など2億8,530万3千円、2款事業費は、農業集落排水事業費として、大曲地域、中仙地域、協和地域、太田地域、合わせて9億2,211万9千円、3款公債費は7億5,507万3千円を計上しております。

次に、458ページをお願いします。

議案第96号、平成20年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ8億7,473万1千円であります。

主な項目といたしまして、歳入1款サービス収入は、施設介護サービス費収入など7億3,464万1千円、4款繰入金は、一般会計繰入金として1億3,958万6千円を計上しております。

歳出1款総務費は、一般管理費など7億1,179万2千円、2款サービス事業費は、施設介護サービス事業費など8,882万円、3款公債費は6,961万9千円を計上しております。

次に、479ページをお願いします。

議案第97号、平成20年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ8億4,196万7千円であります。

主な項目といたしまして、歳入1款サービス収入は、施設介護サービス費収入など6億9,782万6千円、4款繰入金は、一般会計繰入金として1億3,349万7千円を計上しております。

歳出1款総務費は、一般管理費など6億7,216万9千円、2款サービス事業費は、施設介護サービス事業費など9,455万7千円、3款公債費は7,224万1千円を計上しております。

次に、501ページをお願いします。

議案第98号、平成20年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億8,299万9千円であります。

主な項目といたしまして、歳入1款サービス収入は、通所介護費収入などとして1億1,183万6千円、4款繰入金は、一般会計繰入金として7,115万9千円を計上しております。

歳出1款総務費は、一般管理費など1億362万4千円、2款サービス事業費は、居宅サービス事業費として4,823万8千円、3款公債費は2,953万7千円を計上しております。

次に、520ページをお願いします。

議案第99号、平成20年度大仙市スキー場事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4,818万8千円であります。

主な項目といたしまして、歳入1款使用料及び手数料は、スキーリフト運賃などとし

て2, 151万円、3款繰入金は、一般会計繰入金として1, 724万7千円を計上しております。

歳出2款事業費は、スキー場事業費として4, 701万8千円を計上しております。

次に、531ページをお願いします。

議案第100号、平成20年度大仙市内小友財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ46万3千円であります。

主な項目といたしまして、歳入3款繰越金は、前年度繰越金として24万5千円を計上しております。

歳出1款管理会費は、管理会運営費など26万2千円、2款財産費は、山林保育経費など17万1千円を計上しております。

次に、542ページをお願いします。

議案第101号、平成20年度大仙市大川西根財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ42万3千円であります。

主な項目といたしまして、歳入1款財産収入は、土地貸付収入など22万8千円を計上しております。

歳出1款管理会費は、管理会運営費など38万4千円を計上しております。

次に、552ページをお願いします。

議案第102号、平成20年度大仙市荒川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ187万5千円であります。

主な項目といたしまして、歳入1款財産収入は、土地貸付収入など51万5千円、2款繰入金は、基金繰入金として116万円を計上しております。

歳出1款管理会費は、財産区管理会費として49万2千円、2款総務費は、一般管理費など104万3千円を計上しております。

次に、564ページをお願いします。

議案第103号、平成20年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ257万9千円であります。

主な項目といたしまして、歳入2款繰入金は、基金繰入金として176万円、3款繰越金は、前年度繰越金として19万8千円を計上しております。

歳出1款管理会費は、財産区管理会費として47万4千円、2款総務費は、財産造成費など192万8千円を計上しております。

次に、５７５ページをお願いします。

議案第１０４号、平成２０年度大仙市船岡財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１９１万３千円であります。

主な項目といたしまして、歳入２款繰入金は、基金繰入金として１６６万円、３款繰越金は、前年度繰越金として２４万８千円を計上しております。

歳出１款管理会費は、財産区管理会費として４９万円、２款総務費は、財産造成費など１０６万５千円を計上しております。

次に、５８７ページをお願いします。

議案第１０５号、平成２０年度大仙市淀川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１９６万９千円であります。

主な項目といたしまして、歳入２款繰入金は、基金繰入金として１７１万円、３款繰越金は、前年度繰越金として１９万円を計上しております。

歳出１款管理会費は、財産区管理会費として４８万９千円、２款総務費は、財産造成費など８６万７千円を計上しております。

以上、平成２０年度一般会計・特別会計予算の概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第１０７、議案第１０６号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。富岡市立大曲病院事務長。

○病院事務長（富岡曉雄君） 議案第１０６号、平成２０年度市立大曲病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の５９９ページをお開き願います。

予算の第２条、業務の予定量であります。入院患者数につきましては、１日平均患者数を１１４人と見込み、年間患者数を４万１，６１０人、外来患者数につきましては、１日平均患者数を５６人と見込み、年間患者数を１万３，６０８人としております。

前年度と比較致しまして入院では１日平均患者数に変更はないものの前年度が閏年のため診療日数に１日の差があり、年間患者数で１１４人の減となっております。

また、外来は１日平均患者数を、１９年度の実績を踏まえ２人の増とし、年間患者数で３７８人増と見込んだところであります。

次に、予算の概要についてであります。予算の第３条収益的収入及び支出の予定額

につきましては、収入支出ともに９億７０２万２千円の計上で、前年度比較で３，０４８万１千円、３．５％の増になっております。

収入の第１款病院事業収益第１項医業収益は、主な内訳としまして入院収益の５億２，４４６万２千円、外来収益の１億２，５８７万４千円を含んで、計６億５，２４５万７千円でございます。前年度と比較しまして２，５６０万４千円、４．１％の増であります。

また、第２項医業外収益は２億５，４５６万５千円で、前年度比較で４８７万７千円、２．０％の増で、主なる内訳としましては、負担交付金の一般会計負担金は２億５，３５４万２千円で、前年度比較では４５４万３千円、１．８％の増であります。

一方、支出の第１款病院事業費用第１項医業費用は８億５，０４４万３千円で、前年度比較で３，２６９万４千円、４．０％の増となっております。

主な内訳は、職員給与費が４億９，９５１万３千円、医薬品等購入に係る材料費が１億１，１１３万６千円、光熱水費等の経費が１億５，９８２万７千円であります。

また、第２項の医業外費用は５，５０７万９千円で、前年度比較で２２１万３千円、３．９％の減となっており、病院建設のための企業債３件分の支払利息５，４９４万６千円が主なものであります。

第３項の予備費は、前年度と同額の１５０万円を計上いたしております。

次のページ、６００ページをお願いいたします。

予算の第４条資本的収入及び支出の予定額についてであります。収入の資本的収入には予定がなくゼロであります。

支出の第１款資本的支出は８，３２１万２千円で、内訳であります第１項建設改良費は９３４万８千円で、第１・第２病棟の廊下手摺り取り付け工事費、全自動散薬分包機（１台）等の購入費であります。

第２項企業債償還金は、企業債元金償還３件分で７，２８６万４千円、第３項予備費は前年度と同額の１００万円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額８，３２１万２千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんしようとするものであります。

予算の第５条一時借入金の限度額、第６条予算の流用に関する事項、第７条たな卸資産購入限度額につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上、平成２０年度市立大曲病院事業会計予算の概要についてご説明申し上げます。

が、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第１０８、議案第１０７号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君）【登壇】 議案第１０７号、平成２０年度大仙市上水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書６２２ページでございます。

平成２０年度の業務の予定量であります。給水戸数は１万３，１８２戸とし、年間総配水量は４１９万 m^3 、１日平均配水量１万１，４８０ m^3 を予定量としており、有収率については９０％を見込んでおります。

次に、第３条の収益的収入及び支出につきましては、収入であります上水道事業収益を前年比３．５％増の８億１，９１０万７千円、支出となります上水道事業費用を４．４％増の７億４，８８９万２千円を計上いたしております。

収益の主なるものは、営業収益といたしまして７億８，８８３万３千円、うち水道料金が７億８，１６６万２千円のほか、給水工事検査手数料などその他の営業収益７１７万１千円であります。

営業外収益は３，０２７万３千円であります。

また、営業費用６億３，８１２万９千円の主なもの、職員給与費１億８，７５０万１千円、委託料７，００９万７千円、修繕費２，９７３万９千円、動力費２，７３１万９千円、減価償却費２億２，５５３万円であります。

営業外費用は、企業債利息など１億８２６万３千円であります。

６２３ページをお願いいたします。

次に、第４条の資本的収入及び支出につきましては、収入といたしまして７，２６５万５千円を見込んでおります。支出につきましては２億９，７９３万２千円を見込んでおり、支出に対する財源不足額２億２，５２７万７千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。

収入の内訳といたしましては、工事負担金として大曲駅前第二地区土地区画整理事業に伴う配水管移設工事負担金など１，７００万円、他会計負担金として消火栓設置に伴う一般会計からの負担金２４０万円、企業債として５千万円を見込んでおります。

また、支出の内訳につきましては、建設改良費 1 億 2, 3 4 6 万円、企業債償還金 1 億 6, 2 0 8 万 2 千円であります。

建設改良費の主なものは、配水管拡張工事として福田町地区配水管布設工事、延長約 3 8 1 m を計画しております。

配水管改良工事につきましては、若竹町配水管改良工事ほか 4 件、配水管移設工事につきましては大曲駅前第二土地区画整理事業に伴う移設工事ほか 1 カ所、そのほか消火栓設置工事は新設・移設合わせて 3 基を予定しており、工事請負費として 1 億 2 1 2 万 3 千円を計上いたしております。

また、調査費として、県事業であります大曲橋架け替えに伴う上水道雄物川水利権許可申請書更新業務委託 3 2 5 万 5 千円、管路図台帳作成 7 8 6 万円、営業設備費として水中ポンプの更新など 9 1 7 万 2 千円をそれぞれ計上いたしております。

また、開発費として 1, 2 3 9 万円を措置し、地域水道ビジョンの策定業務にあたります。

今後とも有収率の向上と営業費用の節減による一層の効率的な運営を図るとともに、施設の維持管理につきましても十分留意いたしまして、安定的に安心な水の供給とサービス向上に努めてまいり所存でございますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、予算の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） これにて本定例会に上程された議案等についての説明が終了いたしました。

○議長（大坂義徳君） 建設水道常任委員長からの委員会開催の申し出がありますので、暫時休憩いたします。

なお、本会議の開会は午後 3 時 1 5 分を予定しております。

午後 2 時 5 4 分 休 憩

.....

午後 3 時 2 0 分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。建設水道常任委員長大野忠夫君から、意見書案第 4 7 号が提出されま

した。この際、意見書案第４７号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第４７号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（大坂義徳君） 追加日程第１、意見書案第４７号を議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第４７号については、会議規則第３７条第３項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって本件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております本件については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会に付託はいたしません。

これより討論に入ります。討論ありませんか。はい、２番。

○２番（佐藤文子君）【登壇】 私から、道路特定財源制度の堅持を求める意見書について、反対の立場から討論をいたします。

道路特定財源制度が導入されて５４年、そして暫定税率が導入されて３４年経ちます。制度導入当初の道路舗装率などは５％という状態でしたが、いまや国道では９９．３％になるなど急速に整備改善が進んでおります。

こうした中で税の一つである揮発油税などが道路整備だけに充てるという道路特定財源の根拠は、いまやなくなったわけではありますが、政府は昨年、なお今後１０年間、制度を維持し、５９兆円分の道路建設の中期計画を発表いたしました。道路の中期計画とは、高速道路から生活関連道路までを対象としていますが、５９兆円の４割以上は国際協力の確保などを名目に高規格幹線道路、いわゆる高速道路を１万４，０００ｋｍを建設するなどとしており、暫定税率延長のねらいは、まさにそのための財源の確保にあると言ってよいと言われている。むだな道路整備を加速させる役割を持っている暫定税

率は、きっぱりと廃止すべきであります。

また、政府は国民向けの道路特定財源堅持の口実に、防災・防雪対策などの安全対策、通学路や歩道整備などの交通安全対策、橋梁等の修繕や更新、維持・管理、バリアフリーなどを挙げておりますが、これらを合わせても23.8兆円で、国交省が対策が必要としているすべての区間、箇所のほんの一部しか盛り込まれていないというのが実態です。

地方にあっては、こうした身近な道路整備や維持補修は、都道府県では6割、市町村では7割が地方の一般財源と地方債で賄っており、道路特定財源の比重は小さいというのが実態であります。

今、多くの自治体が地方財政の逼迫にあえぎ大変な苦勞を強いられております。道路整備の財源に限らず住民の暮らし、福祉、教育、安心して住み続けられるまちづくりなど、生活を支える財源が不足しているわけです。

この大もとには、小泉・安倍内閣と続いた構造改革と三位一体改革などによって地方交付税の削減や生活密着型公共事業関連予算の削減に拍車をかけてきたことがあります。道路特定財源を維持すれば今の逼迫した財政が解消されるものではありません。

道路特定財源は一般財源化し、地方への補助金・負担金・地方交付税交付金を増やしてこそ、地方・地域の住民生活を支える税金の使い方ができ、活性化にもつながるというものではないでしょうか。

以上、暫定税率の廃止と道路特定財源の一般財源化を私たちは求め、反対討論を終わります。

○議長（大坂義徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第47号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大坂義徳君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第47号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長(大坂義徳君) お諮りいたします。議案等調査のため、3月1日から3月9日まで、9日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、3月1日から3月9日まで、9日間休会することに決しました。

○議長(大坂義徳君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来たる3月10日、本会議第2日目を定刻に開議いたします。

散会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 3時27分 散 会

